

議事日程第3号

平成28年12月7日(水)

第1 市政一般に対する質問

安田 健次郎

小松 穂積

三浦 一郎

米谷 勝

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚	7番 笹川 圭光
8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子	10番 吉田 清孝
11番 船木 金光	12番 船橋 金弘	13番 畠山 富勝
14番 船木 正博	15番 中田 謙三	16番 小松 穂積
17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志
20番 三浦 利通		

欠席議員(1人)

4番 木元 利明

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 鈴木 雅彦
総務企画部長 船木 道晴
産業建設部長 佐々木 一生
企業局長 佐藤 盛己
総務課長 目黒 雪子
税務課長 田口 好信
健康子育て課長 福田 ひとみ
福祉事務所長 伊藤 文興
観光商工課長 伊藤 徹
病院事務局長 柏崎 潤一
学校教育課長 吉田 雅美
監査事務局長 三浦 秋広
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 原田 良作
教育次長 木元 義博
企画政策課長 藤原 誠
財政課長 八端 隆公
生活環境課長 山田 政信
介護サービス課長 佐藤 庄二
農林水産課長 武田 誠
建設課長 佐藤 透
会計管理者 菅原 信一
生涯学習課長 鎌田 栄
企業局管理課長 菅原 長
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

木元利明君から欠席の届出があります。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（三浦利通君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

8番安田健次郎君の発言を許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 皆さん、どうもおはようございます。きのうからの一般質問が続いておりますけれども、私もきょう、一番バッターとして一緒に議論を交わしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まずはじめに前段ちょっと申し上げますけれども、このごろどうも世界的にと言いますか、天候不順や自然の災害が予期せぬ事態が結構続いていると思います。中には、空が悪いと政治もおかしいという方もこの間ありましたけれども、まさにそのとおりと感ずるきょうこのごろであります。世界の政治も私たちでは、予期せぬ事態が起こっているように思いますし、我が国の国会でも暴言や強行採決、献金疑惑など、いわゆる議会制民主主義を壊す究極のモラル喪失政権、モラルハザードと言われる事態が続いていると思います。

そしてまた、南スーダンへの自衛隊の派遣では、いよいよ戦後70年の平和を壊すような、戦闘で人を殺す、殺される事態の不安を抱えたままの派遣が実施されております。

こうした現実でありますけれども、国の内外でも、国会の中でも、年金カットの法案が決行されようとしていますし、何よりもTPP関連法案のあり方は、まさに議会の滑稽さが問われたと言われるような状態だとも言えると思います。

私はこうした国の悪政が続いたおかげで、今、地方が相当疲弊しているという部分

があると思います。前にも申し上げましたが、私はこうした悪政が続くときこそ、私たち地方議会、そして地方自治体の役割は、市民の命と暮らしを守るための、いわゆる防波堤的と言いますか、そういう役割を担うべきではないかというふうに考え、今回も通告をいたし、市民の暮らしにかかわる問題について質問をさせていただきたいと思います。

はじめに、行財政改革についてでありますけれども、タイトルについては、以下「行革」と言わせてもらいたいと思いますけれども、先般提示されました第3次行政改革、この中身について少し議論を深めたいというふうに思い、通告をさせていただきました。

その一つは、今までの第2次の実施された粗大ごみの有料化や窓口の手数料の引き上げ、特に敬老祝金の77歳、99歳、そして101歳以上のカットが行われましたけれども、いまだに市民からは強い不満の声が寄せられています。

こうした行革のあり方は、ますます市民との間に不信感が生じ、行政への信用が失われることにつながるのではないかと私は考えます。こうした行革に対しての市民の反応などは、市長はどうとらえ、どう考えて認識しておられるのか、お答えをお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、今後も大きな経費削減の手法として人件費の定員削減が主であります。今までも相当数減らし、さらに今後2年間で、およそ37名くらいだと思いますけれども、減らす計画になっているようであります。こうした人減らしの行政は、ある意味では、逆に今まで何であったのかという疑問を抱くわけでありましてけれども、答えは多分、再任用制や臨時職員で賄うということであるでしょうけれども、私は責任問題や公務員の身分のあり方等で、ひずみや何よりも市民へのサービス低下につながるのではないかという懸念を持っていますので、この点についてのご見解を求めたいと思います。

次に、これもいわゆる実施済みの第2次行革の部分でありますけれども、項目の中に観光商工課関係で3項目程度のイベントの見直し、そして特産品の開発の補助の見直し、そして、雇用開発の見直しなどが多少の弊害理由を挙げて書いてありますけれども、要はその後の検討がどうなっているかという問題であります。

この間のひずみを是正して行革の成果を羅列してありますけれども、それぞれ今ま

ではどんな必要性があって実施して、そして研究してきたと思うのですけれども、それがどう検証されて、今後どう生かされて、どういう成果が今、出つつあるのか、そこらも含めて検討した経緯、そしてこれからの方向についてご見解を示していただきたいと思います。

三つ目ですけれども、今回の行革の区分が自主財源という部分が結構あります。その意味というか、その使い方に何か狙いがあるのでしょうか。行革の第2次の部分では、同じ項目でありながら自主財源という言葉が使用されておられませんけれども、どういう理由なのか、その言葉の意味についてもご見解を伺っておきたいと思います。

特に今回の主要な中には外部委託の項目が多々あります。この外部委託の問題で給食費の部分は別途通告してありますので、今の質問の中では問いませんが、窓口業務や納税通知、そして家屋の調査や庁舎の管理等については、すべて外部委託という項目になっておるようでありまして、それぞれにどんな問題等が、弊害等があって、どんな効果を求めて外部委託をしようとしているのか伺わせていただきたいと思います。

それから四つ目ですけれども、最後に、行革の取り組みの事項や内容について、随所に適正化という言葉が盛られております。適正化を図るとありますけれども、使用料や手数料などの適正化の根拠、いわゆる意味について説明を求めたいと思います。

項目の二つ目です。福祉行政について伺わせていただきます。

普通、福祉行政と言いましても、この課題は非常に多岐にわたって大変ではありますけれども、今、市民や国民の要望は、特に医療福祉への充実を求める声が多くなっていると思います。いわゆる国の経費の大変な支出がふえて困っているという状況に相反して、この要求が高まっているという現状であると思います。基本的には国の対応や取り組みは大事なんでありますけれども、どうも国の方向は財源の関係で、今まで築き上げてきた福祉の充実を削減する動きが相当強まっています。特に来年以降、再来年執行の問題では、医療関係や福祉の大改革が行われ、来年の4月から議論が始まると思います。そういう点では、この後の議論に委ねたいと思いますけれども、今、病院の病床減らしや診療項目、そして自己負担の引き上げが目の前にくるわけがありますけれども、特に介護保険制度の改悪は大変な状況になるであろうと、今のうちから指摘させていただきたいと思います。

しかし、私たち地方自治体は、過疎化や少子高齢化、そして人口減少などで、何となく少しでもいづらかでも住みよい地域をつくり、定住を促進するためにも、全力挙げて全国的にも今、本市でも取り組んでいる状況だろうと思います。そういう点では、秋田県の中学生までの医療費無料化、所得制限があるわけでありましてけれども、その実施は多くの県民に大変喜ばれていると思います。

質問に入りますけれども、通告の順番が若干ずれますけれども、一つは県内の医療制度の内容を見ると、医療費補助の内容を見ると、中学生までの無料化を実施している20市町村では、所得制限をなくして独自のかさ上げで実施しています。制限がある我が市を含めて5市のみでは、所得制限が適用されておりますけれども、この際、我が市も所得制限を撤廃すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか伺います。

そしてまた、前にも質問しましたし、お答えはこの前にも答弁したとおりだというのは予想されますけれども、今回も高校生までの医療費無料化についても、実施の方向で検討すべきではないかと思いますが、その点も伺っておきたいと思います。

そして、この高校生の医療費の無料化も、今あちこちで県内市町村で実施されているのも私は他市に倣うという市長の時々の見解では、倣って引き上げを実施すべきではないかというふうに思います。高校生の無料化についても伺っておきたいと思います。

次に、がん治療への補助についても伺います。

県内で、これも他の市町村で結構取り組まれているわけでありましてけれども、特にがん治療の補助用具の支援であります。

一つは、医療用かつら、それから乳がんの補整用具等の補助であります。申し上げるまでもなく、隣の潟上市では、いち早く取り組まれておりますけれども、こうした福祉対策の実施も求めたいと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

それから、この間も協議会の中で若干質問させていただきましたけれども、インフルエンザの問題です。

この冬も流行が警告されているようでありますけれども、インフルエンザの補助を住民税非課税世帯に対して、きょねんまでは補助をしておったんですけども、なぜことしになって住民税非課税の方にインフルエンザの適用をやめたのか、その理由を伺

わせていただきたいと思います。

そして、14歳、17歳までの子どもへの補助枠も広げるべきではないかと思えますけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、給食費の外部委託について伺います。

子どもの給食は、言うまでもなく学校教育の一環でありますし、子どものすこやかな健全な発達を保証し、平等で一人の落ちこぼれもなく、すこやかな成長を願うという意味でつくり上げられた制度であり、給食システムであると思います。これが今回の行革の中で、給食の外部委託等を平成30年度までに検討というふうにありますけれども、どんな考え方でこの給食費の外部委託がなされるのか、見解を求めたいと思います。

先ほど給食費と通告しておりましたけれども、単なる給食の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。

4番目の県道や公園等の管理について伺います。

日ごろから当市のインフラ整備の道路の管理等については、それなりに取り組まれておりますことについては、敬意を表したいと思います。ただ近ごろ、県道等について市民からの要望が結構寄せられていますので、通告をさせていただきました。

当然、私自身で要望した箇所もありますし、市民や町内会等から、それぞれの要望もあって、それなりに検討はなされていると思うんでありますけれども、どうも事が進まないように感じられるわけでありまして。決して市のインフラ整備、県道の要望について、手を抜いているという意味で質問するわけではありませんけれども、しかし、どうも県に対してのこうした要望箇所が多くなるという点では、どうもいささかどういう交渉なり、どういう要望なりをしておかれているのか伺わせていただきたいと思います。

項目については、カーブミラーや防雪さくです。そして、側溝、草刈り等でありましてけれども、きのうの議論もありましたけれども、特に私は今回は県道等についての対応方が市としてはどう対応しているのか伺わさせていただきます。

もう一つは公園の問題であります。

過去にこれも質問した経緯があるわけでありましてけれども、いまだにまだ各集落の中で子どもの遊び場、児童公園のない箇所があるわけでありましてけれども、なぜ児童

公園が平等に、どこでもいつでも遊べる場所がないところと、あるところがあるのか、この不公平感を、どう対応しようとしているのか伺わせていただきたいと思えます。

もう一つは、これもついこの間、随分小言を言われたわけでありましてけれども、若美の中央公園の取り扱いであります。これ、過去にささくれがついた棒があって、けがをした子どもがいて、急遽撤去させていただいたわけでありましてけれども、その後、グランドゴルフ中心の活用になっているという声であります。たまたま子どもを連れて遊びに行ったけれども、グランドゴルフが実施されていて遊ぶことができなくて、やむなく帰ってきたと、こういうのはちょっとどうなのかという強い剣幕で言われましたけれども、この管理のあり方、公園のあり方として、グランドゴルフ場ではないと思うんだけど、子どもの遊び場も兼用してやることができるのかどうか、この管理について伺わせていただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 答弁を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

安田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、行政改革についてであります。

まず、行政改革に対する市民の反応についてであります。

粗大ごみの有料化や敬老祝金の支給対象の見直しを行った当時は、問い合わせや不満の声もありましたが、一定期間の経過とともに制度が定着しているものと認識しております。

次に、定員管理における職員数の減についてであります。

第3次行政改革大綱では、定員管理計画として、平成25年4月1日現在の一般会計の職員数を301人から、本年4月1日までに16人を減ずることとしておりましたが、実績では29人の減となったものであります。この減員数は、不補充としている保育職や技能労務職の退職者11人に加え、事務や事業の見直しと組織機構の再編により、事務の効率化を図った結果であります。

一方、今年度採用の再任用職員から任用年限が2年となり、今後も段階的に引き上

げられることから、再任用職員は増加していくものと考えております。

再任用職員は、長年の公務で培った多様な専門的知識や経験を有しており、身分や職務などは定年前の職員と同様の取り扱いとなるものであります。こうした再任用職員を最大限活用することを念頭に、定員管理計画を見直したものであり、今後も行政サービスの低下を招かないよう努めてまいります。

次に、観光商工関係の見直しや検討等についての結果についてであります。

第3次行政改革においては、なまはげふるさと自慢市補助金、地域にぎわい応援事業補助金、男鹿市地域特産品開発等推進事業費補助金、男鹿雇用開発協会補助金を平成26年度から廃止しております。

なまはげふるさと自慢市補助金につきましては、開催を重ねるごとに来場者が大幅に減少し、単独イベントとしての開催が、ままたらなくなったこと等により廃止したものであります。

また、地域にぎわい応援事業補助金につきましては、イベントによる集客が一過性のもので、本来の目的である地域商店街の活性化や商工業の振興を図ることにつながっていく効果が見られなかったための廃止でありました。

現在は、地域振興やにぎわいの創出という観点から、地域振興基金活用事業により、地域活性化イベントや地域資源を活用、または掘り起こす活動等に対して交付金を交付しております。

今年度は、船川ひのめ市実行委員会主催の「第2回FUNAKAWAひのめ市」、おが東海岸推進協議会主催の「浜のそば収穫祭」等が交付対象事業となっております。

男鹿市地域特産品開発等推進事業費補助金につきましては、販売促進に係る旅費が主な交付対象となり、本来の特産品開発に対する交付が見られなくなっていたことから廃止しております。

特産品開発につきましては、今年度は半島振興広域連携促進事業の活用により、商品開発アドバイザーを招聘し、地域の素材を生かした商品開発に取り組んでいるところであります。

男鹿雇用開発協会補助金につきましては、同団体の事業内容を精査した上で効果が期待できないと判断し、廃止したものであります。

若年労働力の地元定着のための活動につきましては、新規学卒者の求人の早期提出要請のため、協会やハローワーク男鹿とともに市内の企業訪問を行うなど、補助金廃止後も継続しているところであります。

次に、第3次行政改革大綱の自主財源と外部委託の区分けや方針についてであります。

第3次行政改革大綱の自主財源の項目につきましては、経常収支比率を改善するためには、歳入の確保も重要でありますので、見直し前は市有財産の売り払いのみであった自主財源に、今回の見直しで封筒への公告掲示など7項目を追加したところであります。

外部委託の項目につきましては、本庁舎の施設管理の見直しは、経費の節減を図るためであります。窓口業務や納税通知書封入作業、家屋調査の外部委託は、経費の節減のほか、事務を効率化し、職員の負担軽減を図るため、その導入について検討するものであります。

次に、使用料、手数料の適正化についてであります。

地方公共団体の行政サービスは、住民福祉向上等の観点から、保健福祉、スポーツ等の公の施設を設置し、地域住民の利用に供しています。

また、戸籍事務や税務事務における住民票や戸籍謄本、所得証明、納税証明等の発行事務も行政サービスとして実施しています。

これらの施設維持や発行事務等には、人件費や光熱水費等の維持管理経費が必要であり、この経費に充てるための使用料及び手数料は、地方自治法の規定に基づき、行政サービスを利用する特定の方から受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものであります。

サービスの受益者が適正に費用を負担しない場合は、市民全体が費用負担することになり、受益者以外の方と不公平が生じることから、現在の使用料、手数料について、適正な受益者負担のあり方について検討していくものであります。

ご質問の第2点は、福祉行政についてであります。

まず、子どもの医療費補助の所得制限撤廃等についてであります。

本市の福祉医療制度においては、これまで所得制限超過者のうち、乳幼児の入院、通院、小学生の入院に対して、市単独事業として助成してまいりましたが、本年8月

から中学生まで対象を拡充したことに伴い、所得制限超過者への助成を廃止しております。

これは、社会的、経済的に弱い立場にある対象者に対する社会保障政策として助成を継続するため、秋田県が定めた所得制限に沿うこととしたものであります。

本市の福祉医療制度では、中学生までの所得制限超過者は84名で、所得制限を撤廃し、医療費を無料化した場合の市の負担は512万円程度、高校生の医療費を無料化した場合は980万円程度と試算しており、限られた財源を有効活用するため、現時点では所得制限の撤廃及び高校生への拡大は考えていないものであります。

次に、がん治療補助用具等の支援についてであります。

がん治療を受けている方の補整具購入費の一部補助については、県内では能代市と潟上市が実施しております。

がん治療補助用具等の支援につきましては、患者の心情に配慮し、必要性について認識しているところではありますが、市の財政状況を踏まえ、導入の可能性について研究してまいりたいと存じます。

次に、インフルエンザ予防への支援拡充についてであります。

インフルエンザ予防接種の非課税世帯への全額助成につきましては、他市の状況や本市の財政状況にかんがみ、また、行政改革の方向性として、市の事業全般について見直しを行う中、本年度からは非課税世帯の方についても接種対象者の助成額を1回千円としたところであります。

限られた財源を有効活用し、インフルエンザの罹患により重症化しやすい生後6か月から13歳未満の方、60歳から64歳までで心臓などに重い病気があり、身体に支障のある方及び65歳以上の方への助成制度を優先的に継続することとしており、現時点では非課税世帯への全額助成の実施及び17歳までの助成の拡大は、考えていないものであります。

ご質問の第4点は、県道や公園等の管理についてであります。

まず、県道のカーブミラーや防雪さく、側溝、草刈り等についての県への要望の取り組み状況についてであります。地区からの要望や報告を受けて現地調査の上、簡易な補修で対応できるものについては、随時県へ連絡し、対応していただいております。

また、計画的な整備が必要な防雪さくや側溝整備などについては、市と秋田地域振興局とで実施する合同パトロールや毎年開催している秋田地域振興局との主要事業協議の場で事業実施に向けて働きかけをしているところであります。

次に、公園の必要性や管理についてであります。

まず、公園がないところへの検討についてであります。本年3月議会でもお答えしておりますように、本市では71カ所の公園を設置しており、旧男鹿地区では都市公園33カ所、ふれあい公園2カ所、児童遊園16カ所、森林公園等2カ所の計53カ所、旧若美地区では、若美中央公園、館山近隣公園、鶴木小公園のほか児童遊園10カ所、農村公園5カ所の計18カ所が各地域に設置されております。これらを広域的に活用していただきたいと存じます。

なお、給食の外部委託と若美中央公園に関する教育委員会が所管するご質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） おはようございます。教育委員会の所管にかかわるご質問にお答えいたします。

ご質問の第3点は、給食の外部委託についてであります。

現在、本市の学校給食は、五つの給食施設で調理しております。学校給食の外部委託につきましては、給食の安全性と衛生管理の確保、そして、質が維持されることを前提とし、給食施設の効率的な運用による経費の削減を図るために、調理や食器具の洗浄、調理場の清掃や残菜及びごみ処理などの業務について、民間への委託を検討するものであります。

献立表及び業務指示書の作成、食材の購入、栄養指導などの業務については民間委託とせず、また、調理場施設設備の整備や維持管理も教育委員会が進めるものであります。

ご質問の第4点は、県道や公園等の管理についてであります。

若美中央公園は、男鹿市公園条例により、運動、レクリエーション、スポーツの振興を図るとともに、市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的に設置しているものであります。

遊具につきましては、多目的広場の一面に設置しておりましたが、老朽化により平成25年10月に撤去しております。現在、多目的広場は一般開放しておりますが、幼稚園や保育園等の遠足やグランドゴルフなどの団体については、利用状況把握のため、申請をいただいております。

この広場は、グランドゴルフの利用が多くなっておりますが、個人利用者にも配慮し、譲り合いながら利用いただいているものであります。

○議長（三浦利通君） 再質問、安田健次郎君。

○8番（安田健次郎君） もう少し再質問して議論を深めたいと思いますけれども、はじめに、市長の行革に対する反応の見解でありますけれども、最初はやっぱりご批判があったと認めたようであります。近ごろ薄れてきたというふうに解釈しますけれども、いわゆる私は、今でも私たちに行革に対しての不満が寄せられるということは、一方で市に対しては、もう声が届かないというあきらめではないかと勘ぐるわけですが、その点についてはどうなのでしょう。市に対しては、そういう声が届かないと言っても、年配の方々から私たちは結構寄せられます。特に介護の問題とか敬老祝金の問題で言われるわけだけども、まだそういう声があるということはね、やっぱり不満があるということなんです。いわゆる月日が平成25年の…、前に実施したわけだから、市民の中にあきらめが出てるんじゃないかと私は思うんですけれども、その点についてもう一回、どうほんとに生活レベルが高まって理屈的にもうわかったという見解で納得しているのかという点では、私はまだ疑義があると思います。その点についてもう少し求めたいと思います。

それから、人件費の削減、確かに前回は保育所の待遇改善ということもあって、それなりの減ずる数があったようでありますけれども、しかし、やっぱり実際には保育所においても16人減の、実際29人にしても、大体複数ぐらひは実質的に減ってると思いますね。これに一部支所とか出先の方で、ちょっと手が足りないという、きょねんそういう事件があって回したようでありますけれども、しかし、それが現実には例えば若美の支所と言えば、公民館が兼務になってみたり、五里合の支所ではなかなか足りないということで、また派遣せざるを得なくなったと、そういう経緯があるわけですが、こういう弊害がそのときどき出たんでは、やっぱりまずいと思いますね。特に住民の暮らしというのは、いつでも行ったらすぐできるというのを望んでい

ると思いますんでね、人不足とか何かの関係で思うように任せないということであれば、一般の市民の生活スタイルっていうのは、8時間労働でない方が結構いるわけだから、事急ぐって言えば失礼だけれども、そういう生活スタイルが多いと思います。そういう点では、出先とかは、なるべく減らすべきでないなというのが一つです。

それからもう一つは、一番やりやすい人的な削減ということで、予算の形で今回6億ですか、減らされるようでありますけれども、人件費が減るということは、いわゆる一つは市民税が減るわけです。過去に長野県の佐久市に研修に行った際に、福祉施設エリアが、隣接の関係もあって大きな福祉エリアがあるわけだけれども、ここの職員数が市役所の何倍もあります。その市長が答えるには、こういう取り組みをしますと市民税が圧倒的に多いと、税金が入ると、非常にいいことなんだという言い方してました。農業とか1次産業、特にこの男鹿市の場合、落ち込んでいるわけでありますから、いわゆる正式の公務員なり、正職員の会社が少ないということもあるんだけど、こうした会社などがあれば、市役所に入る市民税が多くなると思う。そういう点では、どうも単なる公務員の数が減らされる、農協も改革で減るでしょう。いわゆる最高の職場、地域であれば一番大きな職場であるところが減らされていく、そういう点では税金にも影響が出るんじゃないかなという気がします。

多分税務課ではわかると思うんだけど、漁業所得とか農業所得、落ち込む一方だろうと思います。確実に収入として入るのは、いわゆる市民税ですね。だからそういう点ではね、その点についても、自主財源の確保という言葉を使うのであれば、そこら辺も問題になるんじゃないかと。

もう一つは、若い人の意見です。退職して、新しい人が入るのが普通のパターンだって考えているので、たとえ2年間であっても若い人の就職率というのは2年間分、下がるわけです。たとえ5人でも10人でも。ここに対する不満も出てくるんです。いわゆる年配者だけ優遇されて、若い人そっちのけという声が聞かれます。そういうひずみは、どう打開していくのかという問題も出てきます。

それからもう一つ、男鹿市の場合は潟上市と違って行政範囲が広いんです。そういう点で私、サービス、サービスっていつも言うんだけど、物理的にやっぱり一定の小さな市と同じ規模に考えると、まずいんじゃないかという気がします。

この間も男鹿中の開とかああいうところで、医者に通うにはタクシー乗らざるを得

ない、ああいうところがあるんだけど、入道崎も含めて。そういうところに、ほんとに親切丁寧に行政の手が伸びるかという、人数が少ないことによって、やっぱり弊害は出ると思うんです。必ずしも一人一人に手を差し伸べるっていう、そんなこと望むわけじゃないんだけど、総体的に定数が減るということは、客観的にサービスの低下につながっているんでないかと私は思うんです。それをどうやってカバーしてるかって、いくら理屈言っても、物理学ですけども、10人より動かせないのに11人分動くっていうことは、精神論ではできないですよ。距離という点とか。それこそ机上で描くことはできるかもしれない。12人分の考え方をやることができるかもしれない。しかし、車を使って、足を使って、12人分は動けませんよ。そういうのがあって、これも何年か前に研修に行ったところで、やっぱり人件費を削減しきれない、長野県の飛騨の方の山奥の町では。そういうのがあるんです、現実には。そういう点では、ただ単に減らしていいのかどうかという点では、市長が再任用もあると、それから事務の効率化ということもあると。事務の効率化ということは、私は逆にそうすれば今までそんなに効率の悪いことやってきたのかなって批判を招くわけだけども、それは改善だからいいとしても、そういう点ではどうなのかということで、まだ私は疑義があります。

じゃあ聞きますけれども、これは実施しようとする計画ですけども、まだまだそういう見直しをやったり、行革の段階で人減らしが可能だと考えているのかどうか、こちら辺でストップして逆に見直すという考え方はないのか伺っておきたいと思えます。

それから、商工関係をちらっと見たら、結構あって気になったんだけど、今の答えだと、それなりに結果としては、なまはげの場合は人が少なかった、イベントが効果なかった、それから特産品については、地域創生の方でやると。雇用開発が何かほかの方でやるって言ったかな、それから、商工会の方は、ひのめ市とか何かについては別な方で補助するという話をしたんですけども、しかし、観光だ観光だって言ってるわりに成果が上がらないという報告を受けて、じゃあ観光行政はどうなのかと私方気にしている場合、行革の中で全然効果が上がらないような書き方をしてるということは、どういう検討なされたのかという疑問視するのは当たり前でしょ。5項目も6項目も取り組んでいて、雇用も観光商工課で、報告受ければ毎年入り込み数が減っ

てる、宿泊客が減ってるという報告を受けても、観光行政、じゃあどこでどうやって効果を上げてるのかという検証を私は求めたいということです。何か今までやってきて、だめであったから別の方向という、それは一部ある。雇用の問題と新商品開発、これはほかの方でやってる、これからの成果を見きわめたいと思うんだけど、でも、総体的に何項目ある中で、どうやって検証して、総体的に、どういう方向で観光行政につなげようとしているのかという点では、私は求めるのは当然だと思うんです。その点は市長、どう思いますか。一生懸命やったんだけど、ほかの原因で大震災があってだめだとか、そういう問題だけじゃなくて、落ち着いてきても、なおさらまだ観光客数というのは、報告するたびに減ってるわけでしょう。その取り組みの課があってやってるのに、行革でこのぐらい成果がなかったっていうのは、今まで何なのかという問題が出てくると思うんですよ。そういう点で見直しを私は求めたいです。どういう検証、検討をしているのかという聞き方をしたんです。今後の方向について、もう一回伺っておきたいと思います。

それから、自主財源、外部委託の問題です。

自主財源は、言葉の使い方だから、別にいちゃもんつけるわけだけども、言葉の中で手数料が適正化の中にも自主財源という言葉を使っている。2次行革のときは手数料引き上げには自主財源という言葉を使ってないんですね。事務の適正化という言葉を使っているでしょ。何で今回は手数料の適正化も、使用料の適正化も自主財源という、こういう形で区分がなされているのかちょっと気になったんです。例えば、封筒の広告料だと思うんだけど、それから手数料の見直しだとか、これは自主財源だって言えば言えるんだけど、この点についてちょっと疑問があったので聞いておきたいと思います。

これは総務企画部長が、こういう区分でやった使い分けだろうと思うからいいんだけど、それでも意味を聞かせていただきたいと思います。

それから外部委託、今、窓口手数料、詳しく私メモできなかったんだけど、外部委託の問題で、確かに廃屋と窓口とあったんだけど、例えば窓口の外部委託で、さっきちょっと聞き漏らしたんだ。どことどこと、どういう分野については現状のままやる、同じ窓口手数料でも、こことここは外部委託だっていうのは、ちょっと飲み込めなかったんで、例えば、いわゆる相談業務、消費者業務とか、それから苦情受

付とか、こういうことについては外部委託したって始まらない話じゃないですかと思うんだけど、そういう点についてはどうなのかと。いわゆる結構、消費生活相談というのは、窓口結構来るわけでしょ。そういうのを外部委託したって始まらない話じゃないですかと思ったんです。ですから、そこら辺のすみわけについては、どこまで窓口の事務で、どこまで外部委託して、どこまでは今のままでやるのかというのを明らかにしてください。じゃないと、ちょっとね、市民のニーズに応えきれない窓口業務になっちゃうと。

この間、あるところであったんだけど、障害者が相談に行ったら、3級になったと。国保に入ってると思ってたんだけど、それだったら減免の対象になりますよと、医療費が無料になりますって。ところが、疑心暗鬼で社会保険だとどうなのかっていう答えが返ってきてるわけです。そういう点では、きちっとしたそういうのに対応できる窓口業務というのを求められていくと思うんです。多様化の関係で。ですから、何でもかんでも外部委託でというわけにいかないんで、その点も明らかにしてください。

それから、次に手数料の平等性の問題です。

市長はいつもね、特別会計に一般財源を補てんしたらどうかって言えば、ずーとかたくなに不公平の問題が出る。社保の方と、それから組合健保に入っている方の不公平を招くから、平等性に欠けるからということで支出を拒んできた。きょねんはたまたま見誤りがあったりして、結果出してしまったんだけど、しかし、今後適正化という言葉の中で、じゃあ手数料たった40円を引き上げて250万ほど年間入るでしょう。でも、例えば二つ聞きます。一つは40円引き上げる根拠というのは、1時間当たりどの程度の換算で人件費がかかるのか。切手は52円でしょう。督促の切手代は。まとめてやればどうなのかわかんないけども。でも、それが今まで60円だから5円だけ人件費だと思ふ。役所の使用料、光熱費もあるでしょう。それは5円というか8円あたりよりなかったと。でも、40円引き上げたら人件費にどれだけかわかるのかと、積算をね、どうやっているのかという問題が一つ。

もう一つは、何回も言うんだけど、すべからくこのごろずーと税務課関係で使用料とか減価償却の賦課というか徴収をすることになってくるわけだけども、そういうたった40円という言葉はおかしいな。弱者にとってはね、40円と言えども比

率からいくと大変なんですよ。過去にも話したことある。たった15円のごみの袋い
たましくて、切り刻んで詰めて詰めてやっているばあさんが結構いるっていう話し
たんですよ。そういうごみの袋まで節約してやらざるを得ない階層が男鹿市の中に相
当いるんです。そういう点でも40円の引き上げであっても、きつい方がいるんで
す。年収500万も400万ももらう方であれば、それはそのぐらいいはということ
でしょう。でもやっぱり、そういう形で不公平感の名のもとに、この人方に言わせれば
こういう理屈が出ます。市長に答えていただきますけども、体育館だとか病院にかか
る今までの6億の経費とか、いろんな分野に税金を注ぎ込んできてる公共施設、い
ろんなイベント、事業、それらと窓口の40円、60円の手数料の引き上げとの適正
化ってどうですか。平等なの。そこで不平等が生まれるというのはおかしい。これは
ね、地方自治法で認められていると答えした、それはそうでしょう、裁量権があるか
ら。でも、その裁量権が問われているんです。何でも地方自治法に認められているか
ら取ってもいいという問題でないでしょう。取られてない市町村は、じゃあ自治法違
反だからって、そうでもない。あなたの裁量権を問うてるわけですよ。そういう問題だ
けじゃなくて、自治法で取ることができたとしても、たかだか40円とか60円の手
数料を、適正化という名のもとに使い分けするっていうの、おかしいと思う。私は特
に今回は言葉の使い方として、何で平等なの。利用している方からいけば不平等の典
型じゃないですか。15円の袋いたましい人に、平等のために負担して、手数料40
円引き上げさせてくださいって言えます。その答えはもう一回求めます。

それから福祉行政、簡単に言います。

インフルエンザ、さっきの答えだと、財源的な形で住民税非課税の方をことしから
やめたと。私方、全然知らなかったんですね。今、まず医者へ、きのうもあったんだ
けども、子ども一人連れて親が行く。大人が3千円取られた、子どもが2千円取られ
て、5千円負担してきたそうです。きのう聞いたんです、香曾我部医院に行って。1
回で5千円取られるんです。補助千円、子どもの場合はくるわけだから、でも、子ど
もは2回行かなきゃいけないから、またもう一回やっぱり2千円取られるんです。そ
うすると、負担が合わせて5千円になるんです。だからね、子どもの医療費無料化の
時代に、なぜインフルエンザだけ補助できないの。そんなアンバランスな行政ってあ
りますか。県ですらね、中学生まで無料化にするって実施したわけでしょう。そのこ

と私さっきそこで言ったんですよ。それなのにインフルエンザ、所得制限の方だよ、住民税の年収180万以下ですよ。この人方に子どもが一人だから5千円でいいや、二人も三人もいたらどうなるの。そういう福祉行政っていうのは、ちょっと私は前にせっかく見直しして補助くれたのに、何でことしから、財源が確かに基金が8億台に減った、18億から10億減っちゃって大変だと。それは机上の話で、これからの将来的な財政のあり方の理想的な話であって、でも命にかかわるとか大変なときに、全部崩したってやむを得ないときもあるんですよ。過去に若美で地震あったとき、昭和48年、財源ゼロ。役所を建てようと積み立てた金を全部とっぱらった。それで再建に充てた経緯があるわけだけども。今、私がさっき言った医療、福祉が軒並み改悪されてやられるときに、今こそそういう手だてをしていかないと、一緒になって福祉の切り捨てに市が加担していくという形になるので、こういう年収の低い方々への補助は、私は切るべきではないと思う。いわゆる質問は、この医療費の無料化とインフルエンザの所得制限の補助を切ったことのバランスからいけば、当たり前だと考えていますか、もう一回質問しておきます。

がん治療は検討するということだから、これは後ほど検討していただければありがたいと思います。

これ、特に女性の場合の問題、中身しゃべれば破廉恥になっちゃうんで言わないんだけど、いろんな部分あるんですよ。ここだけじゃなくて、こっから伴うがんの場合、担当者はわかると思うんだけど、そういう苦痛を抱えているんですよ。ここだけの形だけじゃなくてね、そのためにこういう補助ができてきた。がんの補助っていうのは、一杯あるんですよ。でも、何で乳がんとこっちなのかという点では、ほかの弊害が一杯あるから、せめてそこだけはという考え方なんですよ、これが出てきたのは。ですから最低限そこだけはね、やってもいいんじゃないかという流れなので、検討はするという事だから、いいです。

最後、県道の問題、公園の問題については後ほどやります。

県道ね、ちょっと急がなきゃならない部分があって質問したんです。後で担当課の方へ一杯あります。五明光、宮沢に2カ所、五里合、道村、山間部、一杯箇所はあります。わかりますけれども、あえて県の方への要望なので、特に言っておきたいのは、今、五里合に土地改良区やってる橋本集落から谷地までの間、一回走ってくださ

い。ちょっと、恐怖という言葉まではいかないんだけど、運転手ですからね、運転する技量のある人ですから、その点についてはどういう対応をするか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まずはじめに、人件費の関係でございますけれども、市長も先ほどお答えしてございますように、第3次の行政改革大綱におきましては、25年4月1日現在の一般会計の職員数301人を本年4月1日までに16人を減ずるという計画でございましたが、不補充としております保育職や技能労務職の退職者11人に加えまして、事務事業の見直しや機構改革によって、結果として29人の減となっております。当初の計画を既に上回る状況となっておりましたことから、現状に一旦あわせまして、その先の見直しを行い、25年4月1日現在の301人を30年4月1日現在では、37人減の264人を計画したものであります。人件費の、要するに職員数の削減は、今申し上げましたように単純に減らしているわけではなくて、事務事業量を勘案しながら、それを効率化するというところで達成できるということで見直しをしてございます。確かに職員数が減れば、先ほどの税の収入の話もございましたけれども、入ってくる税以上に歳出の方が給与として支払う方が大きいといったこともございまして、他市との、類似都市との人数等も勘案しながら計画を定めたものであります。

それから、いわゆる再任用職員との関係でございますが、確かに再任用職員は、この先、年数が延びていきまして、最終的には5年間の再任用期間ができるということになりますので、私どもとしましても、当然、再任用職員を採用していけば、実質的な正職員の採用に当たって、若い人が少なくなるという懸念もございまして、これらにつきましては十分配慮しながら今後採用をしていきたいというふうに思っております。

これ以上、人を減らしていくのかということでございますが、現状このたび見直しを行ったところでありまして、ただ、引き続き事務事業の効率化を図りながら進めていきますので、結果として定員管理計画以上の削減数になる場合もあろうかと思いま

す。

いずれにしても職員数の減によって市民サービス、行政サービスが低下しないよう、引き続き事務の効率化を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、手数料の関係でございますけれども、これにつきましては、これまで行政改革大綱を当初策定して経常収支比率や市債単年度発行額、財政調整基金の残高等につきまして目標値を定めてございました。市債の発行額を除きまして経常収支比率も財政調整基金の確保につきましても、これまで達成がなされてございません。そういうようなことで、このたびの見直しに当たりましては、この財政健全化に向けた目標値を達成するという観点で見直しを行ってございまして、そういう意味で、例えば経常収支比率であっても、財政調整基金であっても、やはり歳出の削減だけではなく財源、収入の方の確保も必要ということで自主財源という言葉を使わせていただいております。

それから、手数料の引き上げの件でございますけれども、このたび、督促手数料について現行の60円から100円にするということで改正条例をご提案しているところでございますけれども、督促状の発行に要する費用でございますが、先ほど安田議員からもありましたように、いわゆる郵券代52円と、それに通知用紙代、これが7.56円、1通当たり、これで59.56円になります。人件費の資料、ちょっと今手元にはございませんけれども、これに職員の人件費とプリンターのトナー代等が加わりますれば、100円程度はすぐになるろうかと思えます。現在、既に60円ということで、これを上回っているというようなことで、適正にしたいということで改正案をお願いするものでございますが、当然他市の状況も加味してございまして、他市でも、ほとんどが100円といったような状況もありますので、それらを加味しながら今回100円ということでお願いをしているところであります。

○8番（安田健次郎君） 体育館の使用料について。

○総務企画部長（船木道晴君） 当然手数料でございますから、手数料につきましては、地方自治法上、特定のものにするためにやるものでございまして、徴収できるという規定がございます。それらの他の例えばものにつきましては、公共施設等、あるいは各種事業、これはちょっと趣旨が手数料とは異なりますので、よろしくお願ひし

ます。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 行政改革に関する事業、広い範囲にわたってご指摘いただきました。一つ一つのご指摘は、私ども十分受けとめますけども、ただ、言うまでもなく根本として、歳入がどんどん減ってくるということが見えていて、また、歳出がふえているということで、何かをしなければ市の財政計画もたないということの発想でやっておりますので、個々の部分について、できるだけ迷惑をかからぬように心がけておりますけども、いずれにしろ行政改革の根本ということで、入るものが減って出るものがふえるということで、一部についてはご負担いただかなければならないところも出てくるということは、これは言うまでもないことでもありますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、いろんな中で事務の効率化ということがございましたけども、単純に前どうやっていたのかということじゃなくて、あらゆることで変わっていかなければ、前と同じ事務をやるのではなくて、時代にあわせて、例えば外部委託できる部分がふえてきたりとか、あるいは民間でもいろんなことを、もう行政の中に入れてきてやっていると、そういうことを使うということも、すべてではもちろんございませんが、これからの今、市の財政を考えればやっていかなきゃならない問題だと思っております。

また、特に観光行政に関して個別にお話ありましたけども、言うまでもなく日本各地すべて観光といいますか人に来ていただいて、市の活力、あるいは財政の負担を減らそうというような流れもございます。観光行政については、常に何か新しいこと、先ほどどんどん減っていっているというご指摘でございましたけども、だからこそ何か新しいことをやって、人を呼び込む努力が必要だと思っております。それにはやっぱり何といいますか、男鹿の特徴を生かして、男鹿でほかにアピールできるものを通して観光行政でもやっていこうということで今進めているものでございます。これは成果が出ないと、進めていると言えないわけですから、ぜひ成果が出るよう努力してまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） 私からは、窓口業務の委託の関係、あるいはインフルエンザ、最後のがんの補装具に関しても若干触れたいと思います。

まずは窓口業務でございます。

こちら、行革の方で委託を目指すというふうな文言がございます。こちらに関しましては、平成20年、総務省から通知がございまして、住民基本台帳関係なわけですが、窓口業務については請求申出に関する交付、不交付の決定審査、そういった行政判断が必要なものについては、市町村の職員みずから行う必要があると。なおかつ委託する場合であっても市町村の職員が適切な管理下で行われる場合というふうな通知がございます。今般行われますこの行革の見直しに当たりまして、そういった窓口の外部委託に関しましては、こういった枠の中で行われるものというふうに考えております。今まだ、どの部分をという話もまだそこまで詰めておりませんが、こういった内容で今後精査してまいりたいと考えているところでございます。

次に、インフルエンザでございます。

27年度までは、ほとんどの年齢層で定額、非課税の方に関しては全額というふうな補助を続けていたところでございます。これに関しましては、行革の項目では、特に項目の中にはございませんけれども、市の業務全般を見直す、あるいは市の単独補助、あるいは市が単独でかさ上げしている補助、こういったものを見直しの中で今年度より見直しをしたものでございます。

実はこのインフルエンザの補助に関しましては、秋田市、由利本荘市など4市に関しましては実施をしていないわけですが、男鹿市におきましては、そこは重症化しやすい年少者の方、あるいは高齢者の方、こちらをやはり優先的に行う必要があるであろうということで、その部分は残したというふうな内容でございます。

補装具の関係でございます。

がんの補装具につきましては、安田議員さんご指摘のとおり、潟上市で今年度から実施しております。潟上市は、医療用ウィッグ、カツラでございますが、こちらに対して1件1万5千円補助するというふうな内容で実施していると伺っております。今年度の実績につきましては、確認しましたところ6件程度というふうな話でございました。

県内では、能代市の方でカツラと、あと乳がん患者のための乳房の補装具、こう

いったものに対して補助をしているところでございます。こちらに関しましても、潟上市と同様の5件から6件程度、毎年の実績というふうに伺っているところでございます。

これに関しましては、こういった県内でも取り組みが非常に端緒についたばかりというふうな補助でございます。今後こういった実績とか、あるいはその補助内容、当然、市の単独補助という形になってまいりますので、精査した上で、こういった方法ができるか研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 佐々木部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私からは、県道管理に関しましてお答え申し上げます。

議員ご指摘の箇所につきましては、まずは現地調査をしたいと思っておりますので、追って打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 8番安田健次郎君の質問を終結いたします。

○8番（安田健次郎君） ありがとうございます。

○議長（三浦利通君） 次に、16番小松穂積君の発言を許します。

なお、小松穂積君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。16番小松穂積君

【16番 小松穂積君 登壇】

○16番（小松穂積君） 男鹿市議会、会派新生21の小松穂積です。平成28年12月定例会において一般質問の機会を得られました。行政に対する市民の方のご意見や執行関係についての一部を取り上げ、質問してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

師走に入り、何かとお忙しい中、傍聴席には、市政、市議会に関心を寄せる市民の方々がお越しいただき、大変御苦労さまでございました。ありがたく存じます。

さて、昨年、職員の公金着服事件が発生し、いまだ解決せず、26年度、27年度の決算が不認定となりました。ことしは自然災害も少なく安心しているところではありますが、10月に大雨による被害が起き、今議会や、この後、国・県協議の上、対

策されていくことと存じます。生活と直接かかわる税金は、市民の関心も高く、特に国民健康保険税については、保険税を数年据え置いた影響もあり、今年、大幅な増税を余儀なくされました。私どもは、審議の過程から、やむなしといたしましたが、市民からは、なかなか納得を得られておりません。さらなる健康福祉対策が望まれるところであり、これらを踏まえまして、通告をしております4項目について、順次質問をまいりますので、よろしくお願いいたします。

第1項目として、行政執行についてであります。

市の仕事は、住民福祉の向上を図るということで、憲法、法律、条例、諸規則を遵守しながら執行されておりますが、市民からの疑問や対応の仕方によっては、不信感を抱かれることもあると思う。私は、この観点から次の5点についてお伺いいたします。

その1点目は、市の危機管理のあり方についてであります。

通常は、危機管理と言えれば大規模な自然災害、事故などの不測の事態に備え、かつ起こったことに適切に対応する政策、態勢と言われますが、市として通常心がけている点は何か。

また、10月中旬に市長、副市長、教育長の、いわゆる市の三役が同乗した車が事故に遭いました。行革を進める上で経費節減は大事なことでありますが、万が一のことがあれば指揮系統命令が機能しなくなるおそれがあります。この点について、どのような考えをお持ちなのか、改善策を打ち出しているのかお伺いいたします。

2点目は、窓口・現場におけるサービスと苦情の対応についてであります。

住民との接点が多いのは、本庁舎、支所、出張所、公営企業の現場、あるいは工事箇所での受益者などが考えられますが、ことし、窓口サービスにおいて特に力点、注意点を図ったものはあるか。

また、苦情があったかと思いますが、市民の納得の得られるものであったのか、職務権限もありますので、担当者だけでなく、その権限者まで伝わっているのかについてお伺いいたします。

3点目は、市長の判断基準についてであります。

およそ業務執行、政治判断をするのは、市長の専権であることは承知いたしますが、事務事業者の先端である担当職員、取りまとめる管理職の意見に対し、どう取り

扱いをし、どのような判断をしているものか。

あわせて、庁舎内からの提案等について、どこで採用を決めていくか、あるいは受付する必要のないものとの判断を、どのようにしているのかをお伺いいたします。

さらに、男鹿のまちづくりを考える会からの意見を、どうとらえているか。現在進行形であるので、ご判断できないとすれば、お答えいただかなくても結構でございます。

もう一つ、議会からの少子化、定住対策についての提言もありましたが、どう総括し、施策に反映しているものか、お聞かせください。

4点目は、議会との距離感を、どう保っているかについてであります。

来年改選を迎えるに当たり、今議会行政報告で市政運営について引き続きの意欲を表明されましたが、ご自身の市長としての責任のあり方も含め、議会との調和の必要性について、どうお考えか。ここ2年間、県との未来プロジェクトを進めてきたことが、どういうわけかいろんな意見が出てきているようではありますが、市長はどういう感覚のもとに本事業を推進されようとしているものか。

昨日の船木正博議員に「早期に着手してまいる」と答弁されております。議会が予算を否決しても執行権の成せることがあるので、ご自身の政治生命をかけて成し遂げていくという覚悟と思いますが、いかがかお伺いいたします。

第2項目は、地域おこし協力隊についてであります。

1点目は、市民の皆さんは、協力隊について知っていると思いますか。市の認識はどうか、お伺いいたします。

安倍政権は、7年間で200億円を投入、安倍総理の肝いりの地方創生事業で取り組む自治体があるものの、かつて本男鹿市でも戸賀地区、五里合琴川地区に配置し、頑張ってもらった経緯はありますが、定住までは至らなかった。このことを踏まえ、第2点目は、その反省点と、今回の隊員に対する期待するものは何か。現段階での効果は見られないと思いますが、可能性はどうかをお伺いいたします。

3点目は、他市町村との協力隊の交流はあるものか、お伺いいたします。

第4点目は、今後の展開と定住のために、もとより地域協力隊は地域ブランド化や地場品の開発、販売、プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業の従事、住民生活維持のための支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせて隊

員の定住、定着を図るとしているが、現在の活動を通じ、その可能性はどうか。

失敗事例を見ると、隊員がやろうとしていたことと自治体が対応したことのギャップ等が言われています。長崎市で平成11年から14年までこの活動をした小島健一氏の談によれば、必要性を出しても特に反応もなく、任期を終えたときに係より、議員も参加する報告会にスピーチを頼まれ話したことは、受け入れ側が変わらなければだめだとの思いのたけをぶつけたという。本市でもその可能性があるのではないのでしょうか。

来年度、新たに地域協力隊の増員を計画しておりますが、その具体と私が今までの質問の中で懸念したことがないかをお聞かせください。

第3項目めは、急傾斜地治山事業についてであります。

本年から始まった男鹿市総合計画の前期基本計画及び過疎地域自立促進計画によれば、自然災害への対処、備えの充実がうたわれております。

本市は、地形上、がけ崩れなどの災害が多く発生しやすく、その対策は急務であります。

平成26年度において、脇本城の急傾斜地事業、27年度に当初予算で700万、28年度当初予算で600万を計上し、市としても危険区域崩壊等防止策を計画的に取り組んでいるところですが、次の2点についてお伺いいたします。

第1点目は、対象地域の指定と調査をどのようになされているものか。

2点目は、県との協議をどう進めているのかであります。

過疎地域自立促進計画では、女川地区、小浜地区が示されておりますが、県との協議は整っているものか。

第4項目めは、税務課職員による市の未収金について。

昨年以来、元税務課職員による公金着服事件に対し、市側は、税務課職員公金着服事件調査委員会、議会側は、地方自治法第109条及び男鹿市議会委員会条例第6条により、男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会を設置し、それぞれ着服が起きた原因究明及び再発防止に向けた取り組みについて、鋭意調査を加えてまいりました。

監査委員からの見解も本人に賠償責任はあること、8年間同一部署に配置という組織に問題があると述べられている。防止策については、現金を取り扱う部署に長期に

配置しない。内部公益通報処理委員会制度の周知徹底など、改善の取り組みを確認しているところであります。

一方、被害額の取り扱いについては、元税務課職員が行った犯罪行為であるため、当人に対し、地方自治法の規定に基づき賠償命令をしているとしているが、支払いはされておられません。今年9月の定例会決算特別委員会でも議論されましたように、決算書に一般・特別会計を合わせて公金横領による現金不足として4千170万9千343円が記されております。

そこで第1点目として、その現金不足は、いつまで回収できるものか。この点につきましては、昨日の木元議員の質問の中身と同じでありますので、本件については取り下げいたします。

決算書への表示は、27年度決算書のみか、それとも現金が入らない場合、毎年同じような表示がなされるものかをお知らせください。

2点目は、道義的責任に対し、市民への答え方であります。

行政とは、法の下に手続を済まされればよいということだとすれば、本事案について市民は納得できないと思うものであります。解決できないものを先送りするのはどうか。議会の検査特別委員会で不祥事を見抜けなかったと道義的責任を認めております。およそ政治にかかわる者の一人として、将来に何らかの形を示す、これが責任を果たすというものだと私は思います。このことから、考え方の一つとして、市長が2千万円、副市長が半分の1千万円と言いたいが、就任間もないこともありますので、まず200万、きのうの議論にもありましたけれども、元副市長からもそれに応えられるようなことがあれば、それにまた応じた負担額をいただければというふうに思いますし、あと、教育長、部課長で300万、議会側とは相談しておられません。当局が動くことにより、当然に議会としても応分の責任額を負担すべきものと考えます。腹の中で思う金額はありますけれども、いかがでしょうか。寄附行為との関連があるものは、条例で減額をすれば足りると思いますが、どうお思いか。市長においては、反問権もありますので、その辺をお含みの上、よろしくお答えください。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（三浦利通君） 答弁を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、行政執行についてであります。

まず、危機管理のあり方についてであります。

防災態勢といたしましては、全庁的な防災危機管理態勢の構築が必要であることから、職員一人一人が防災意識を強く持つよう、市総合防災訓練や危機管理研修を実施しております。

また、大規模災害発生直後に職員がとるべき行動を明確化するための男鹿市職員初動対応マニュアルや広域的な物資、ボランティア受け入れのために男鹿市災害受援計画、災害時に優先的に実施すべき業務の執行態勢や対応手順を定めた男鹿市業務継続計画を策定し、大規模災害において迅速な初動態勢の構築が図られるよう努めております。

また、市政運営に支障を来さないよう、指揮命令系統の機能を維持することも危機管理上、重要なことでもあります。

また、私をはじめ副市長、教育長など特別職に不測の事態があった場合は、法令等の定めに従い対応することとなっております。

今般の事故を踏まえ、今後は、特別職が同席する場合の移動手段や会議への出席のあり方等について、見直ししてまいります。

次に、窓口・現場のサービスと苦情への対応についてであります。

市民からは、さまざまな苦情が寄せられますが、市民の大切な声をお聞きするという気持ちで耳を傾け、相手の立場に立って丁寧な説明をすることでご理解をいただくよう努めているところであります。

なお、解決困難な事例においては、担当職員が一人で抱えることなく、上司が一緒に対応することとしており、報告、連絡、相談を徹底させ、情報の共有を図っております。

市では、職員一人一人が市民と行政とを結ぶ窓口となっていることを深く認識するとともに、県・市町村が合同で実施する役職段階別研修や能力開発研修を受講することにより、接遇やクレーム対応能力の習得に努めております。

今年度は特に、みずからの業務が行政に対する信頼の回復につながるという強い信念を持ち、窓口業務においては、法律や業務マニュアルに従い、正確迅速な対応に努

めるとともに、来庁者へのあいさつの徹底や、わかりやすい説明を心がけるよう指示しております。

今後も市民から信頼され、親しまれる市役所を目指し、引き続きその根幹である接遇の向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、私の判断基準についてであります。

はじめに、担当職員や管理職からの意見への対応についてであります。

庁舎内における職員からの提案につきましては、担当の主幹、課長、部長と副市長を交えた協議の中で業務の採択の可否や方向性について判断しております。特に市の基本方針や重要施策にかかわる提案については、部長級及び特別職で構成された庁議で協議の上、決定しております。

管理職においては、職級別に市の抱える課題等について意見交換を実施し、検討すべき事案について指示しております。

次に、男鹿のまちづくりを考える会については、地方創生加速化交付金を活用し、市が委託している調査業務の中で、受託者である株式会社コミュニティネットが行っているもので、来年3月に最終報告を受けた上で、今後の進め方について判断してまいります。

次に、議会から昨年の9月に示された少子化、定住対策についてのご提言ではありますが、庁内の男鹿市まち・ひと・しごと創生推進本部で検討させていただき、事業化できるものを男鹿市総合戦略に取り込んでおります。

男鹿市総合戦略につきましては、官民の有識者を交えた男鹿市まち・ひと・しごと創生有識者会議の協議を経た上で、昨年11月に成案としたものであります。

男鹿市総合戦略に位置づけ、本年度当初予算に反映された主な事業を申し上げます。

まず、産業振興による雇用の創出であります。

農産物のインターネット販売の推進については、ふるさと納税制度の返戻品として、米、和梨、メロン、魚介類などの農水産物を提供しております。

漁業雇用促進対策事業については、漁業担い手育成事業により漁業事業体における漁業技術者の育成を支援しております。

起業・創業支援事業については、起業に際しての環境整備を図るため、空き店舗等

の利活用に対して助成しております。

次に、移住・定住対策であります。

子育て世代空き家リフォーム助成については、住宅リフォーム助成事業、親元近居同居支援事業により支援しております。

移住関連制度のワンストップ、一元化等及び移住者への各支援制度創設については、移住・定住対策として地域おこし協力隊を採用したほか、新たに定住促進事業により、移住者の住宅取得費用を支援しております。

次に、少子化対策であります。

出産後の母親のケアについては、「おがっこネウボラ」においてサポートしております。

保育料等の無料化については、所得制限があるものの、本年4月2日以降出生した第3子以降の保育料等の無料化を図っております。

中学生の医療費無料化については、本年8月より福祉医療給付事業の対象を中学生まで拡充しております。

次に、議会の距離感についてであります。

市政運営においては、議会と市長が、ともに住民を代表するという二元代表制がとられており、議会と市長は地方自治の両輪として、それぞれ独立対等の立場で均衡と調和の関係を保持することが求められております。私は、市政発展のため、議会と市長の関係を踏まえ、議論を重ねることにより、透明性、効率性を高め、開かれた市政運営を目指してまいりました。

私が最重要課題として認識している複合観光施設の整備につきましては、観光をはじめ漁業、農業、商業などの産業振興や雇用創出に取り組み、市全体の活性化につながるものとして、秋田県市町村未来づくり協働プログラムを活用し実施することとしたものであり、県では県全体の観光戦略に資するとして、県と市で構成されるプロジェクトチームにおいて事業構想を練り上げ、成案が策定されたものであります。

男鹿市プロジェクト事業については、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの計画期間である平成31年度以降も、引き続き県から支援を得られるものと認識しております。

JR東日本からは、終着駅の男鹿駅を生かした観光誘客戦略を展開することで複合

観光施設との相乗効果が得られるよう、さまざまな形で協力いただけると伺っております。

施設の運営に関して、現在、農協、県漁協、地元水産事業者、金融機関、商工会等の14団体が民間会社の設立に向けた準備会議を立ち上げ、出資の意欲を示しております。運営会社の代表予定者には、これまでの経験に裏打ちされた強力なリーダーシップによる経営手腕に期待しております。

また、運営責任予定者につきましては、全国的にも有名な道の駅むなかたの館長の就任が予定されており、自身の知識と経験や、これまで培ってきたネットワークを生かして施設を成功に導くとの力強い意思表示をいただいております。

私は、複合観光施設の整備は、市の保有する豊富な資源を生かすための最重要課題と認識しており、市の将来のため、ぜひとも必要であるとの信念のもとに、この計画に参画される事業者の方々や市民の皆様と一体となって取り組んでまいりますので、関連予算につきまして、ぜひともお認めいただきますようお願い申し上げます。

ご質問の第2点は、地域おこし協力隊についてであります。

まず、地域おこし協力隊の市民の認識の度合いについてであります。

市では、4月から男性1名、女性1名の隊員を嘱託職員として採用し、企画政策課に配属しております。協力隊の着任については、4月14日の秋田さきがけ新報に掲載されたほか、市広報5月号においても紹介しております。協力隊については、各種イベントに実行委員として参加するなど、地域の方々と交流を深めており、その認知度は徐々に上がってきていると考えております。

次に、現在配置されている協力隊の働きと効果についてであります。

まず、これまでの協力隊が定住までに至らなかった反省点であります。

総務省の地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果によりますと、協力隊の定着率は全国平均6割程度とされておりますが、県の活力ある集落づくり支援室によりますと、県内では2割を切るなど、定住に結びついておりません。定住に至らなかった主たる要因は、任期終了後における仕事に結びつけられなかったことと、地域になじめなかったものであると伺っております。

県内では、自治体と雇用関係を結ばない隊員や条例で非常勤特別職として位置づけることで、地方公務員法の適用を除外し兼業を認めるなど、隊員がある程度活動でき

ることを認めている例もありますので、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、現段階での効果と可能性についてであります。

本年度は、市内のイベントや地域行事を広く知ってもらうため、男鹿日本海花火、なまはげロックフェスティバル、FUNAKAWAひのめ市、五社堂八百年祭など、あらゆる機会をとらえて地域の人たちと交流を図り、さまざまな活動にかかわっております。

また、隊員の自主的な活動では、7月に行われたFUNAKAWAひのめ市へ参加して出店したことにより、隊員のつながりで盛岡市からも4店の出店があり、その後、県外出店者や家族、友人などが、たびたび本市へ観光で訪れるなど、交流人口の拡大にもつながっております。今月には、アートイベントを企画し、小・中学生からも作品づくりに参加いただいているところで、今後、地域とのかかわりを通じて隊員自身の定住に向けた可能性の幅を広げてほしいと考えております。

次に、他市町村の協力隊との交流についてであります。

五城目町で開催された知事と県民の意見交換会で五城目町など県央部の協力隊と移住・定住対策について意見交換を行ったほか、仙北市で行われた地域おこし協力隊及び集落支援員交流会へ参加し、県内の協力隊との情報交換やネットワークづくりに取り組んでおります。こうした活動で知り合った県内他市町村の協力隊との個々の交流によって、相互に情報交換やイベント協力を行っております。

次に、地域おこし協力隊の今後の展開と定住への見込みについてであります。

まず、現在の活動を通じた定住の可能性についてありますが、多くの地域住民と交流することで得られる人脈と、みずからのこれまでの知識と経験を生かすことで本市に定住する意向があると聞いております。

具体的には、パソコンのインストラクターや学習塾、ITビジネス、お菓子づくりの工房を構えることなどを想定しているとのことであります。

また、隊員が地域に定住するには、隊員の斬新な視点による活動や隊員の熱意及び行動力が地域住民に受け入れられることも必要であります。現在、男性隊員は、町内会活動の一環であるなまはげ行事に積極的に携わっております。また、女性隊員は、初夏の北浦地区を特集したフリーペーパーを作成し、市内外に情報発信しております。こうした活動を通じて受け入れ側である地域住民との関係を育んでいただくこと

を期待しております。

新たな地域おこし協力隊の増員計画についてであります。若い世代の地方への人の流れを加速させることは、国の地方創生の柱でもあり、本市の活性化につながることから、本年1月以降の募集について、本定例会に債務負担行為の予算を提案しております。

具体的には、観光イベント、農山漁村集落の維持活性化、ふるさと納税返戻品の拡充、移住・定住促進などへの活動支援として8名の増員を考えているものであります。

隊員の募集につきましては、県との合同募集事業として進めるもので、移住専門誌や移住関連ウェブサイトを活用した情報発信のほか、首都圏における募集説明会などを企画しております。

市といたしましては、退任後の定住に向けて、国の制度を活用し、起業に要する経費などを支援することで、本市への定住につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の第3点は、急傾斜地治山事業についてであります。

まず、急傾斜地の対象地域指定と調査についてであります。指定の要件として、急傾斜地法では、斜面の傾斜度30度以上で高さ5メートル以上、かつ被害の生ずるおそれのある人家が5戸以上あるものと規定されております。

区域の指定に当たっては、市と県が合同で現地調査を行い、調査結果を受けて県知事が指定を行うこととなっております。

現在、市内には41カ所50.82ヘクタールの区域が指定されているものであります。

次に、県との協議を、どう進めていくかについてであります。指定された区域の対策工事は市が費用の一部を負担し、県が実施することとなっております。女川地区の事業実施に当たっては、地区からの要望を受け、県と合同で現地調査を行い、調査が整ったことから平成24年度に着手し、平成29年度の完成予定と伺っております。

小浜地区についても同様に、地区からの要望を受け、県と合同調査をし、協議が整ったことから平成28年度の単年度事業で実施し、9月30日に完成したと伺っております。

ご質問の第4点は、税務課職員による市の未収金についてであります。

まず、未収金の回収についてであります。

公金横領による現金不足額は、本人から全額支払われないう限り、毎年度、決算書に記載されるものであります。

次に、道義的責任に対する市民への答え方についてであります。

これまでも申し上げてまいりましたが、今回の公金着服事件につきましては、元職員が行った個人による犯罪行為であり、あくまでも元職員に対し、損害賠償による補てんを求めてまいります。

地域おこし協力隊の募集についてでありますけれども、本年1月と申しましたけれども、来年1月以降の募集についてであります。失礼いたしました。

○議長（三浦利通君） 再質問、小松穂積君。

○16番（小松穂積君） 詳しいお答えいただきまして、ありがとうございました。何点かについて再質問させていただきます。

まず、危機管理の関係でございますけれども、事例も出して、その対応されるということではありますが、もう一つだけ危機管理のところでお伺いいたします。

きょうのさきがけ新聞に秋田県知事が三選を目指すということで、本人の健康も危機管理の一つだというふうなコメントが載っておりましたけれども、市長はやっぱりその辺も健康管理と危機管理は、首長として同じような考えをお持ちなのか、それはまた別だというふうにお考えなのかどうか、お答えください。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 危機管理につきましては、あらゆることを考慮しての危機管理だと思っております。もちろん私の個人的なことにつきましても、すべてその危機管理の条件であると思っております。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） ただいまの発言を受けてでありますけれども、渡部市長は3期目を目指すということでありますので、健康上の状態については、何ら市民にご心配かけることはないというふうなご判断をされておるのでしょうか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 健康状態につきましては、お医者さんに行って検査を受けて、その上で問題ないということをおっしゃって今のように申しました。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 次に、窓口の関係でありますけれども、大変今のお答えだとすばらしく聞こえましたし、上下関係、それから連絡等についても、しっかりなされているというふうに市長の答弁ではありましたけれども、実際の現場で市長が思うほどスムーズにいったのかと。先ほどの安田議員のところでも若干あったのかもしれませんが、言いたいことはですね、窓口サービス、すべてうまく点検されているかということが実は私主眼で質問したわけで、答えとしてはそうなのかもしれませんが、今前段お話したように、現場で結果として市民がものすごく感情を害したという、そういう事例があるわけでありまして、それがいまして、それは俗に言えば、その方に言わせれば、実際の間違ったとか間違わねということもあるわけですが、もう一つはやっぱり窓口の対処、対応によって、その人が感情を害したというふうなこと、これはほかの事例でも私は、行政でありますから、行政側はそれが至当だというふうに思っている、片や市民サイドから見ると、それが非常に不満だとか不愉快だとか、そういうことがあるわけでありまして、先ほどの市長の答弁では、それがもう解決されているというような感じありましたけれども、いま一度ですね、できれば一番窓口が多いと思われる生活環境課を持つ担当部長あたりから、ひとつお願いしたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） お答えをいたします。

総合窓口を抱えておりまして一番多うございます。一日、数多くの市民の方が見えている中で、窓口業務に関しましては、先ほど市長の答弁にもありまして、相手の立場に立って事情をよく理解して、懇切丁寧にとということで指示はしているところでございますが、なかなかそういうふうなことばかりではないということで、それは小松議員のご指摘のとおりかと思っております。そういう個別の案件が発生した時点で、担当の部局といろいろ相談をしながら、解決法について探ってまいりたいと

思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 今、部長からのお答えが、ある意味すべてだと思うわけでありまして、どうか担当職員と、その上にいます班長、この辺の連絡を密、それからもう一つは、それを超えるような諸問題については、やっぱり速やかに上司の方と相談して、どういう対応の仕方があるべきかというふうなことを、やっぱり内部検討の中で、マニュアルはあるとは言いながら本当に機能しているかと言えば、私はそうでないところもあるのかなということ、警鐘って言葉は大げさなんですけれども、そういう意味を含めて、市民と行政との窓口と、そしてその連携がされているかというふうな部分で取り上げましたので、これはこの後、答えはいらないと思いますし、今までのそういう業務、指揮命令系統がきちっと、あるいは窓口対応マニュアルができていれば、それを100パーセントも発揮することによって、少しでもと言いましょうか、よりそういう苦情が少なくなるのではないかと思います。

次に移りたいと思います。

地域おこし協力隊について若干お伺いしたいと思います。

認知度は上がってきているということですが、さきがけ新聞にも、きのうですか、出ておりましたし、結局私が言いたいのは、これはよそからも実は入った話でありまして、協力隊が外に行ってるかというような話、外と言いましょうか、他の協力隊との交流、今、事例二つほど出ましたけれども、県が全体的にやったのでは男鹿市だけ来なかったというような話もありますし、片や協力隊ご自身の話から、非常に自由と言いましょうか、自由がいいのかどうかわかりませんが、市長の答弁にも若干あったようではありますが、やっぱり縛られた、普通の職員みたいな形で協力隊がなされているということは、協力隊自身の行動、あるいは発想のと言いましょうか、それが制限されちゃう可能性があるのかなと。つまり、市民とあるいは観光であれ、そういう形に協力隊が出向く際は、やはり夜までかかる場合も私はあるのかなと思いますけれども、そんなところの対応はどのようにしているのか、この点からまずお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えします。

地域おこし協力隊でございますが、現在、先ほど市長の答弁にもありましたように2名採用してございます。これは身分としては、市と雇用関係を結んで、いわゆる嘱託職員のような立場で、職員として働いてもらっております。

今現在、さまざまな地域の行事、それらの活動に対して積極的に参加をしておりますけれども、基本的には、ある程度企画部門で関与はしながらも、比較的自由に活動をさせております。当然その結果も報告はもらっておりますけれども。

今後は、よりいろんな採用のパターンがございますので、一つは今のようにより市と直接雇用関係を結ぶと。この場合は職員になりますので、兼業が原則できなくなるということがございます。

もう一つは、非常勤の特別職というような身分で採用しますと、こちらは兼業の禁止がございません。ただ、非常勤と言いながらも特別職、職員ということで、若干の市とのかかわりがあります。

もう一つは、いわゆる地域おこし協力隊員を市が委嘱するという形で、直接、常勤、非常勤を問わず職員の身分でない採用もございます。この場合は報償費等を支払う形で、例えば農業に従事しているとか、あるいは極端に言えば民間会社で雇用されていても、これは可能になりますので、今後の採用に当たりましては、どれが一番その方にとって有効なのかと、最終的には定住に結びつける必要がございますので、そのためには起業という、仕事を起こすということがございますので、それらの観点から今後採用に当たっては検討していきたいと考えております。

○議長（三浦利通君） ここで、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時02分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

小松穂積君

○16番（小松穂積君） 午前中の地域おこし協力隊のことについて、もう一点だけお願いしたいと思います。

この後の計画も出されましたけれども、先ほど総務企画部長のお話で、時間で使う

場合、あるいはそれぞれ所属するというふうなことで、ことし本市でやっている協力隊と、よその協力隊で雇用形態と申しませうか勤務形態と申しませうか、それは違うところがあるということは確認しました。

定住との関係もございませうので、もう一点だけお伺いいたします。

私方の協力隊は、男鹿温泉に宿泊されたことはあるのでしょうか。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 今の2人が男鹿温泉に宿泊したかどうかは、ちょっと確認、今現在とれてません。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 定住ということで、地域になじまないというふうなことで、以前はそういう方もおったと。できれば可能な限り、そういうことでありますので、各種イベントに参加されているということにつきましては、先ほどご説明いただいたとおりであります。したがいまして、私方の男鹿では、有名な温泉地でもありますし、そういうところの認識度などを高める上でも、今の業務形態だと私さっき言ったように時間内で結局帰ってきて報告書を書くというふうな仕組みになっていると思います。やはり業務命令の中で、逆にですな、泊まってきて、そういうところも確認したらというふうなことがあってしかるべきなのかなというふうに思ったところでありまして、それは定住につながると、あるいは地域をいろいろ知ってもらおうという意味での私のこの質問でありますので、今後それらについてどういうふうな対応をお考えか。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えします。

現在、2人の地域おこし協力隊につきましては、休日、あるいは時間外含めていろんな行事、イベント等がある場合は参加をさせていただきます。その場合には、振替休日を活用しながらやっておりますので、今後も引き続き定住に結びつくよう、本市内の方々といろいろな交流を設ける機会を積極的にやっていただきたいというふうに私どもも考えております。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） ちょっと質問が後先になりまして大変恐縮でありますけれども、さきの市長の判断基準のところ再度お伺いしたいと存じます。

先ほど、議会に対する予算等について提案しているので、可決してくださいというふうなお話もいただきましたけれども、まず、今までの議会の流れ、あるいは個々同僚議員のそれぞれの発言の中で、結構危惧されている発言も数多くあったわけでありまして、そのことについて市長としては、どういう対応をされてきて、あるいは基本設計については、既に議会の了解も得ているというふうなことはあるわけですが、実施設計に向けての諸問題が、いまだにじっくりいっていないというふうな部分がありますけれども、当然今回提案に至ったということは、言葉が適正かどうかわかりませんが、期が熟したので提案しているというふうなことになるのでしょうか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 基本設計業務については、議会でお認めいただいております。今いろんな方からご意見などいただきながら、それらを実施設計の中に組み入れていくということでございます。

これからもさまざまな、いわゆる基本設計できてから実施設計までいろんなことを入れていけるわけですから、今おっしゃいました議員の方々のいろんなご質問の中身については、実施設計に可能な限り入れていくということで、議会の皆様のいわゆるご理解をいただきたいと思っております。

それ以外に今この計画に対してのご質問でございますけれども、私どもは、これが男鹿市のあるものを生かすということで、ぜひ今回の議会でご可決いただいて、それを議員の皆さんももちろんですけども、市民の皆さん、そして県とJR東日本とか、いろんな方と一体となって進めてまいりたい、これが男鹿市にとっては、今、水産物、あるいは農産物というのが売り物だと思いますので、男鹿市で今売れるといいですか、対外的にアピールできるものを主体として、一つのプロジェクトというか案でございますから、これをぜひ実現して、そして経済効果を生みたいというふうにして思っております。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 市長がおっしゃることはわからないわけでもなく、ある意味、方向づけというのは、当然、地域のリーダーであり執行権者である渡部市長としては、当然なすべきことなのかというふうには思います。したがって、議会の方からも執行権者を議員が上回ることはできないわけでありますから、執行機関と議決機関、審査機関、調査機関、これらをやっぴり耳を傾けながら、ある意味この複合観光施設についての今示されています事業費というのは、かなり高いというふうな見方もありますので、これはこの後、そういうところでの調整は、あんまり低くして悪い施設じゃ困るわけですが、他の同類の施設を見ると、規模的からしてもかなり高いですよというふうなご意見もあります。私は専門的ではありませんので、その辺はよくわからないんですけども、やっぱり専門的なご意見を聞きますと、高いものになっているというふうなことについては、どういうふうな感じ方をお持ちなのかを、これは市長でも副市長でもよろしいですけども、お答えいただきたいと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま複合観光施設に対するコストの問題を提起いただきました。先ほども申しましたとおり、今できているのは、あくまでも基本設計であります。これからその基本設計と実施設計、これ本来一体のものでありますけれども、これから予算をお認めいただければ実施設計に入っていきますので、今のコストの面のご指摘もあわせて、実施設計の中に、いわゆるいろんな方のご意見をいただいて、コストが高いと言われればそれを下げる方法を一生懸命これから練ってまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 次に移りたいと思います。もう時間、どのくらいありますか。七、八分ありますか。

○議長（三浦利通君） 16分。

○16番（小松穂積君） 最後の方の質問になりますけれども、第4項目めの公金着服事件におけることではありますが、まず1点目で、決算書への表示について、本人から入金ならないとずっと将来、入らないとすれば、毎年度その表示がなされるというふ

うなことになると思います。ということになりますと、大変恐縮な言葉になりますけれども、議員の皆さん、現金入ってないから全部不認定というふうな形で毎年度、不認定要素が出てきてしまうという私は懸念を持っているわけでありましてけれども、そういうことについては、議会のしかるべき判断に委ねるべきなのかどうか。

それからもう一つは、何らかの方策というのは考えられないのかをお伺いいたします。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

先ほど市長からも答弁がありましたように、本人から全額支払われない限り、毎年度決算書に記載されると、こういうことになるものでございます。その結果をもって不認定ということになるのは、非常に私どもとしては残念なところでございますけれども、取り扱いとしてはそうならざるを得ないと、こういうことでございます。

この決算書にこういう記載がなくなる状態というのは、仮に、盛んにご議論いただいております退職者だとか、あるいは当局の支払いというのが仮にあったとしても、これはもう代位弁済と言うんだそうですけれども、やはり本人名義でいわば弁済という、そういう形で支払われない限り、この現金不足額という数字はなくなる、こういうことというふうに伺っているところでございます。

そして不認定ということに、毎年毎年の扱いで私どものいわば危機意識と言いますか、問題意識と言いますか、そういうことが薄れていくことは、非常に懸念しているところでございまして、るるご答弁申し上げておりますような、そういう本人とのやり取り、そういったことに誠心誠意努力していくということをご理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 今、この議場におられる皆さん方は、あるいは本日、後ろの方に傍聴の方もおられます。このお話を聞いた方については、例えば来年は28年度の決算、今度29年度と、引き続き決算というのは男鹿市がある限り出るわけでありまして。このお金が、今、これ私の感じで大変申しわけないんですけれども、同僚議員も多分同じような思いをされているかと思っておりますけれども、多分これは埋まることは

ないだろうというふうに私は、皆さんお考えなのかなと思います。したがって、男鹿市の決算書というのは、ここにいた方々が、みんな目を閉じてからも現金不足がと、新しい方々はどうかということのやっぱり懸念は私にあります。ですから、私も総務省へ行ってこようかなと思ったんですけども、ちょっと時間的な要素もなく、ここはやっぱりもう少し研究をしてもらって、代位弁済と言えども何らかの手だてがないのか、弁護士さんとも相談してみてください。これ、30年も50年も、私方誰もいなくなった後、新しい人がみんなここでいて、これ何よって議論しても、前の人やったことだというふうなことで、結論はそれに終わるだろうというふうに推測されます。したがって、その代位弁済云々、それ法律上はそうなのかもしれませんが、それをやっぱりできれば市長の任期、来年の4月まで、それできなくても市長再選の可能性もあるわけでありますから、次の再選された場合はですね、その4年くらいの中にこの分は方策を見出し、そういうことについては将来に禍根を残さず決算書ができるというふうな方策を、ぜひ研究し、ほかの事例にあるのかどうかわかりませんが、なくてもその中身を話して、総務省から可能であれば法律の改正などもお願いしながら、そしてやっぱり男鹿市の将来の市民が、昔そういうことあったけれども、今やっぱりいた人が、お互いみんな頑張っていかなければならないというふうなこと、そういうことを模索するのは私は大事な要素であるというふうに考えます。そういう意味で、その辺をどういうふうな形で進めていくかを市当局の方からお答え願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

繰り返し申し上げますが、この事件は特定の個人の犯罪という性格のものでございます。そういう中で、この決算書への書きぶりというのが、後々までに残されていくということには、ほんとに議員と同じように私もやはりあるまじき形というふうに思っているところでございます。今のところ、法的な内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、こういう形が何とか将来の市民に、それこそ今お話がございましたような、過去の暗い影といったような形で受けとめられることは、極めて残念なところでございますので、何かの方法があるのかといったよう

なことについては、いろいろ今後、弁護士と相談など研究をしてみたいと思います。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） そのように努力していただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど質問で道義的責任のことについてちょっと問いただしましたけれども、事務的な話の答えにとどまっておりました。

今、副市長は、少し私が発言したことによって、そういうことの金の充当の仕方の考え方というのを整理された話をされましたけれども、今やっぱり結果、市民サイドから見れば、今の現金不足という発生の原因は、元税務課職員、税務課長のところによるわけでありますけれども、外的状況なり、あるいは現在の置かれている黒沢氏の立場などから推量して、現金はなかなか入らないということは認識が共通しているのかなと。したがって、市民感情とすれば、先ほど言ったように会計上の問題はそうなのかもしれませんけれども、とはいえ、やはりその浮いた金みたいなやつは、道義的責任と私言うのは、どういう形で果たせばいいのかと。それで私は先ほど具体的な数字も申し上げましたけれども、市長、この辺について、今までやっぱり道義的責任としては、こうやってきたと。もう一つはまた、そういうふうな穴のあいたところについては、何らかの形の、言葉は悪いんですけども補てんをし、そして市民から理解をしてもらうというふうな手だては考えていないのかどうか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今現在ということでありますと、元税務課職員に対して補てんを求めていくと、こういう姿勢には今現在は変わっておりません。そういうことで、今お答えできるのは、先ほど申し上げた言葉しかございませんですけども、まずこれからどういうふうな動きが出てくるのかも含めて、いろんな方に私は個人的にも相談して、その上でいろんなことを、まずこれから相談して出していきたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） まず、時間を少し要するというふうなことについては理解させていただきました。

とは言え、きのうもちょっとお話あったのかもかもしれませんが、市長ご自身の任期は来年の4月のちょっとしか、まずないわけでありまして。したがって、やっぱりそこで、一つの道筋を立てるとというのが、これやっぱり政治の道義と言いましょか、だと私は思うんです。勝手な私の話っていえば変ですけども、やはり市がそういうふうに、俗に言えばですね、ずっと停滞しているもの、山が動けばものが動くという言葉があるように、行政側が動くことによって当然議会側も相当の責任もあるんじゃないかということをお述べさせていただきました。したがって、それが3年、5年ということじゃなく、早めに一つの道義的責任のあり方についてを示していただきたいし、それを期限いつというのは大変恐縮でありますけれども、今言ったように任期というものもありますので、市長発言というのはそれだけ重いものでありますから、その辺を考えるならば、大体その辺をめでに、100パーセントやれとは言いませんけれども、その辺をめでに、整理していくというお考えはできますか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 同じ話の繰り返しになりますけれども、きのうからいろいろ答弁しておりますとおり、今現在、まず面会を求めているという段階でございます。我々としては、いろんな方とご相談しながら、まず今回の面談の結果を見ながら判断してまいりたいと思いますので、具体的に日付を区切るとかというのは難しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦利通君） 小松穂積君

○16番（小松穂積君） 丁寧なお答えありがとうございました。終わります。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積君の質問を終結いたします。

次に、2番三浦一郎君の発言を許します。

なお、三浦一郎君からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。2番三浦一郎君

【2番 三浦一郎君 登壇】

○2番（三浦一郎君） 市民クラブの三浦一郎です。私の方から、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ではありますが、政府が設置した規制改革推進会議の異様な農政、そして

農協改悪の提言に関してであります。

先般、国の規制改革会議は、二つの農政、農協に関する重要な提言を発表しました。一つは、酪農の生乳指定生産者団体制度についてであり、二つ目は、農協の全国的な経済活動を担っているJ A全農、いわゆる全国農業協同組合連合会、そして農協の信用事業などのあり方についてであります。

今、成長力の向上に向けて、すべてに規制緩和の掛け声が出されている中で、前にはどういうわけか、農協の準組合員の事業利用を巡っては、逆に農協独自の方針に制限を加えようと国ではJ A全中、いわゆる協同組合の全国農業協同組合中央会を一般社団化にすると、これを取引材料にした経過もありましたが、今また協同組合の組織の自主的な自立をないがしろにする国の強制介入の姿であり、特別の意図を感じざるを得ないものであります。

そこで、まず1項目めとして、生乳の地域別一元集荷多元販売を可能にしている、いわゆる指定生産者団体制度を見直し、あるいは廃止をする提言についてです。

今、生乳は北海道はバター、チーズなどの加工用途が主体であり、都府県は主に飲用向けとしてすみ分けた流通が基本とっております。生ものであることから、かつては取引上の施策などから価格が乱高下を繰り返して、その変動を防止するために50年ほど前から一元集荷としてプールした上で補給金制度を通じて加工、飲用、そして条件不利地の諸生産者も経営が維持できるような制度にしたわけであります。今回の提言は、この関連団体のつくり上げられた安全・安心の流通状況に、事実上、ただ乗りしているアウトサイダー、いわゆる非加盟社とかグループであります。これにも今度は補助金対象にしようとするものであって、過去の流通が不安定化時代にも戻ってしまうようなことも心配されるものであります。

規制緩和に名を借りて、安心・安全上に大事な今の制度を不安定な方向に変えようとする提言について、市長はどう思っているのか伺います。

2項目めであります。農協の協同破壊と押しつけ暴論提言についてであります。

本来、T P Pに絡んだ農業競争力向上にあわせた農業改革であったはずなのに、いつの間にか農協組織改革に変質し、言ってみれば、全農は委託販売から撤退して買い取り制にしてください。しかもこれは1年以内で実行してください。二つ目は、購買事業は全農から切り離しをして、全農自体はそれらの口利き役と言いますか、指導を農家

にしながら、その指導料の収入で運営してください。三つ目は、地域の農協の信用事業の取り扱い事業についてであります。男鹿の場合ですと、秋田みなみ農協の貸し付け、貯金業務に当たりますが、これは農林中金へ委託に出して、3年後ぐらいには全国の単協は、この事業をいわゆる代理店化でやるようなことで、半数の農協はこれから撤退してくださいと。四つ目はもっとひどいんですが、改革をしなければ国が第二全農の設立を推進すると、こういう勝手な言い方をしているわけであります。

民間である農協の総合事業方式に、強制介入をしようとしているとしか言えません。明らかに上からの押しつけであります。この暴言と言える提言に対して、秋田県内の農協からも、地元の秋田みなみ農協もそうありますが、これはだめだということで全農の事業方式を完全買い取りにするのは認められない。二つ目は、信用事業を農林中金の代理店化強制は撤回すべきだ。三つには、生乳指定団体制については、生産者や消費者にとっても安心・安全でつくっていただいで飲んでもらうと、こういう機能を損なわないような形にしてもらいたい。中小の酪農経営にも配慮をするような形で残してもらう。こういう要求をしています。これは秋田県内の農協だけじゃなくて全国で大きな批判の声が出ています。規制改革会議が自主自立の民間協同組織に提言すること自体が、そもそもおかしいし、協同組合が生まれたその歴史と現実にも無知というか、知らないというか、覚えていても今勝手にやっているのかというような雰囲気さえ限じられるような提言内容であります。ですから、地域の農協や日本の協同組合以外にも世界的にはICAというのもあります。国際協同組合同盟、そしてこれの地域の主体でありますICAのAPグループっていうのがあります。これはアジア・太平洋地域支部と日本語では訳されます。そして、農業界からだけでなく、生協や漁協など、ほかのいろんな、あとは労働者の協同組合もありますが、協同組合も加わるJJC、これも日本語で言いますと日本協同組合連絡協議会と言いますけれども、この三者もですね、農協の破壊につながるような強引な提言に強く批判を表明しています。こういう上からの政府の首相主導で、目線で、提言を出されるようなことをしている、こういうことについてはどういうふうを考えているのか伺いをいたします。

次に、3項目めであります。国の政策答申諸会議類は、いろいろありますが、公平性についてであります。

今回の規制改革推進会議の例にも見られるように、多くのものは国や政府から選任される委員は、人数は少ないわけなんですけど、いわゆる経済上の権力を多く持つ経済勝ち組の大企業や経営者、企業トップ、実態を知らない専門外の学者などで構成され、政府の意のままに動くメンバーが多いように感じます。農業のことなら関係する専門家や、組織の代表者なども少しはそれなりに加えて意見を交わすことのできるような構成にするべきと思いますが、市長はどういうふうに見ているのか、お伺いをいたします。

次に、2点目であります。

民有林の間伐推進などについてであります。

昭和30年代ころの植林運動で進められた杉の人工林は、間伐の育成期の最中になっていると思います。

1項目めとして、今、市内で間伐が必要な面積と進行の見通しについてであります。

きょねん9月の一般質問では、市内の民間人工林、約4千160ヘクタールのうち間伐を要する面積は約1千100ヘクタールで、26パーセントを占めているとの答弁がありました。間伐期を迎えた残りおよそ1千100ヘクタールの森林の間伐施業実施は、どう見通すことができるのか。また、実際には男鹿森林組合が主力だと思いますけれども、それ以外の間伐分も含めまして、市内での間伐実績は年に何ヘクタールほど進んできているのかも、あわせてお伺いをします。

2項目めについてであります。

男鹿森林組合への活動の支援についてであります。

市は、従来から森林整備推進費補助金は、およそ30ヘクタール前後分を、そして間伐を進めるための杉材の山出し運搬助成は、年に約6千500立方程度の補助金相当を毎年補助をしていたようですけども、今、間伐期の重要な時期に当たっていることから、より充実した援助対策も必要と思います。

また、森林組合運営自体も、サポートでは市は中核出資者として対応をしていることには評価をしているところであります。しかし、今、森林組合では大口出資者の脱退に伴う出資金の払い戻しにより、役員は一時、年報酬分を増資対応に回していたようではありますが、日常の運転資金が大幅に減少したことから苦慮している状況にある

と伺っております。森林組合は、市内での林業施業に重要な位置を占め、炭酸ガスの吸収や水質の保全、災害防止など、森林育成の公共面での役割にもかんがみ、よりスムーズに組合が運用できるような仕組みで、特別な応援を考えていく必要があると思います。融資などの具体的な支援策も必要になっていると考え、伺うものであります。

3項目めは、自伐管理の奨励と作業路網についてであります。

自伐管理とは、林家がみずから自分で間伐とかそういう作業をするという意味であります。

昨年9月の答弁では、自伐管理を推進できるように、林家とともに先進事例の研究に取り組みたいとしておりましたが、具体的に、どう取り組みが進んでいるのかお知らせいただきたいと思っております。

また、新たな作業道整備には、すぐに多額の支出が必要と見られますから、当面は従前から林家や農家が畑地や林地などに通った、いわゆる馬車道ではありますが、これを軽トラック通行程度の改善に向けた内容を基本にしながら、地域の林家や町内会などとともに検討していったらどうでしょうか、伺います。

4項目めは、いわゆる杉のガニ腐れの現実と対応についてであります。

ガニ腐れの意味は、カニは甲羅で覆われているので、中身がだめであってもわからないことからの表現であります。

これは、成長の途上で杉内部に害虫や、また、塩害などにより木材に奇形や変色状の被害があることと聞いております。木材評価にも当然かかわることから、ガニ腐れの実際の状況と対応策等がありましたら、お伺いをしたいと思っております。

最後の3点目は、コミュニティ・スクール制度と現在の状況についてであります。

1項目めとしまして、まず、ことし4月から実施されていますけれども、一斉に各小・中学校に取り入れられていると思っておりますので、その具体的な取り組みと言いますか、実施の経過について、まずお伺いをしたいと思っております。

そして、各校、各地域のコミュニティ・スクールということでもありますから、特色があると思っておりますので、それらについても具体的にお知らせいただきたいと思っております。

以上の発言で初回の質問といたします。

○議長（三浦利通君） 答弁を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、政府設置の規制改革推進会議の提言についてであります。

11月11日に規制改革推進会議農業ワーキンググループが示した提言は、11月25日に開催された与党の農林合同会議で審議され、農協改革と指定団体制度改革案としてまとめられました。これをもとに政府は11月29日、新たな農業改革となる農業競争力強化プログラムを決定したところであります。

まず、生乳指定生産者団体制度についてであります。飲用向けに比べて価格が安い加工原料乳の生産を確保するため、国が酪農家に補給金を支払う制度であります。現在、生乳指定生産者団体に指定されている農業協同組合連合会などは、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要であるとした上で、需給調整への参加などの基準を満たす、すべての生産者に補給金を交付する仕組みに見直すものであります。

制度の見直しには、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の改正が必要なことから、今後議論が尽くされ、生産者にとって公平性の保たれる制度となるよう期待するものであります。

次に、農協改革についてであります。国内外の協同組合からさまざまな批判が出ていることは承知しております。こうした中、JA全農は、農業競争力強化プログラムの決定を受け、11月30日、記者会見を行い、自己改革を加速させていく姿勢を強調し、肥料・飼料など生産資材の価格引き下げへ、国と一体的に取り組む考えを示しております。

今後は、農業所得の向上へ向け、JAグループ全体が組合員の立場に立って自己改革を進めていくものと考えております。

次に、政策答申諸会議類の公平性についてであります。

規制改革推進会議をはじめ、政府設置の諸会議の委員については、それぞれの会議の設置目的に沿って、政府の責任において選任されているものと認識いたしております。

ご質問の第2点は、民有林の間伐推進等についてであります。

まず、間伐の必要な面積と進行見通しについてであります。平成27年9月定例会で間伐を実施すべき標準的な林齢である16年生から40年生の杉人工林面積は、平成26年5月現在、1千96ヘクタールと答弁いたしました。平成28年3月現在は900ヘクタールで、内訳は、市有林が286ヘクタール、私有林が614ヘクタールとなっております。

市内での間伐実績は、平成25年度は145ヘクタール、平成26年度は92ヘクタール、平成27年度は91ヘクタールとなっており、3年間で328ヘクタールの実績となっております。

今後の間伐計画につきましては、市有林は、平成29年度に20ヘクタールを計画しており、残りの266ヘクタールを5年ごとに策定する平成30年度からの市有林の森林経営計画に位置づけ、国の造林補助事業を活用しながら実施したいと考えております。

私有林の614ヘクタールにつきましては、林業公社、森林組合が、それぞれで策定している森林経営計画に反映させて実施することになるものであります。

次に、男鹿森林組合の活動支援についてであります。市では、森林組合が国の造林補助事業を活用して実施する植栽、下刈り、除間伐などの森林整備事業に補助残分の費用の2分の1を助成しております。

また、間伐材の有効活用事業費として、運搬費に係る費用を助成しております。

森林組合は、市内の私有林の森林整備を実施する上で、森林経営計画策定のための森林調査、施業実施に関する関係者との合意形成活動等、林業施策において重要な役割を担っているものと認識しております。

森林組合の活動支援につきましては、国の造林補助事業、県の森づくり税事業等で森林組合が推進する事業を支援することとしており、特別融資等の支援は考えていないものであります。

次に、自伐管理の奨励と路網についてであります。本市の自伐管理の状況につきましては、森林組合によりますと、市内の林家は農作業等の閑散期を利用して下刈り、枝打ち等をしているのがほとんどであり、伐採木の搬入経費がかかることから、林家としては採算が取れないため自伐管理は進んでいないものであります。

作業路の整備につきましては、森林組合が事業主体となることで国の補助事業を活

用できることから、森林組合を中心とした地域の林家、町内会等での取り組みを推進してまいります。

次に、杉のガニ腐れの現実と対応策についてであります。本市では、杉材の変色や腐朽した被害木は、間伐時や製材所で伐採断面などから確認されております。

被害状況につきましては、詳細な調査は行われておらず、被害量の把握はできていないものであります。

対応策といたしましては、予防措置として、枝打ちや除間伐が唯一の対応策とされていることから、市と森林組合では引き続き国の造林補助事業などを活用して森林整備を進めてまいりたいと存じます。

なお、コミュニティ・スクール制度に関する教育委員会が所管するご質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） 教育委員会の所管にかかわるご質問にお答えいたします。

ご質問の第3点は、コミュニティ・スクール制度と現況についてであります。

まず、市内対象小・中学校の具体的な実行経過についてであります。

本市では、全小・中学校に4月1日からコミュニティ・スクール制度を一斉に導入いたしました。各学校では、学校運営協議会を立ち上げるとともに、支援活動を行う推進部会を組織して、学校支援ボランティアを募集し、支援体制を整えております。

学校運営協議会は、校長と教頭、地域の代表者や有識者、PTA役員などから構成され、コミュニティ・スクール推進の核となるものであり、これまで各学校で3回から5回開催し、学校運営方針の承認やコミュニティ・スクールとしての活動計画などについて協議してきております。

また、推進部会は、各学校の活動内容などにあわせて組織され、授業への支援や学校の環境美化、登下校の安全指導などを進めるものであります。

次に、各校の特色内容についてであります。

各学校では、コミュニティ・スクールの趣旨を生かして、地域と一体となった活動を展開しております。学校と地域が合同で実施した避難訓練においては、船越小学校では、避難訓練後に災害時を想定した炊き出しを行い、男鹿南中学校と男鹿東中学校

では、避難訓練とあわせて防災の専門家による講演会を地域と合同で実施するなど、新たな企画も盛り込まれ、充実した内容となりました。

学校と地域が一体となった避難訓練は、実践的な防災意識の高揚を図る機会になるとともに、活動を学校から地域へとつなげることにおいても効果があったととらえております。

また、地域の方々から長期間協力をいただいて栽培活動を行った学校もあります。

払戸小学校では、地域の方から畑の提供を受けて、子どもたちが地域の方々とは枝豆やサツマイモを栽培し、一緒に収穫祭を行うとともに、収穫した一部を学習発表会で販売しております。

美里小学校では、地域の方からの支援をいただき、子どもたちがカボチャの栽培を通して、価格や販売など流通についても学び、広がりや深まりのある学習が展開されております。

このほか、地域の伝統行事の継承に関する取り組みとして、北陽小学校と男鹿北中学校ではナマハゲについて、脇本第一小学校と男鹿東中学校では山どんどについて、船越小学校と男鹿東中学校ではトウニン行事について、伝統行事に携わっている方々を講師に招き、学習を進めております。

○議長（三浦利通君） 再質問、三浦一郎君。

○2番（三浦一郎君） それでは続けて再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目のいわゆる規制改革の提言に関してであります。日本は進んだ国だと言われていますけれども、この協同組合に対する、国や、いわゆる規制改革会議の大企業の皆さんは、協同組合の原則をほとんどわかってないのではないかなと、そんな言い方されています。例には、いわゆるアジアの中で日本は進んだ国なのに、こと協同組合に関しては、フィリピンの人からは、なぜそんなに政府が命令できるのか、それから、インドからは信用事業とか委託販売、購買も協同組合の大事な部分で、これをなくするようなことについては、なぜそういうことを提言するのか、韓国では、政府による過剰介入だと、日本の農協を応援したいと、こんなことまで言ってるわけです。どうなんですか、今、国ではTPPも含めて更なる成長を目指して今やっているわけなんです。そういう大きな経営者が参画するような会議で決めたことを、頼んだ政府の方でも上からそれを押しつけようとして最初は取り組むと。そしていろんな

声が出てくると、少しはその方針を緩めて、みんなの声も聞くから頑張っていくと、こういう政策のやり方というのは、随分昔からあったような感じがしますし、このごろ特にそういうような傾向があるのではないのかなと私は感じますし、市長は個別に感想までは余り触れていないようなんですけれども、実際こういうふうなことの繰り返しをやっていて、地域の中で農業とか漁業も含めて1次産業もそうなんですけど、こういう人騒がせのような政策を提言してくるような上からの仕組みというのは、そろそろやめていただきたいなと。もっとストレートに地域の声とか、その部門の関係者の声を含めて、いろんな会議とか委員会の中で積み上げていく、そういうスタイルの政策づくりを変えていかないと、こういうやり方は今までのパターンと同じだと思います。それなのに農業も漁業も後継者はいなくなる、それから、あと少子になるし高齢者ばかりだと。ずっとそこから抜け切ることにはできないのではないのかなと率直に思いますから、市長は地方の行政を預かっている方ですので、ぜひ従来方式の上から目線のそういうやり方では、今ははやらないよと、もっと地域の話聞きながら、いわゆる本当の地方創生につながるような目線のことでも展開してもらわなければいけないような、そういうことも行政の末端の方からも、発信をしていくと言いますか、そういうことをしていただければなと思いますけれども、市長はどういうふうに思っていますか。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

この農協改革の一連の動き、これまでも政策のやり方として進められていたというようにご指摘でございますけれども、これまでのやり方という意味では、ちょっと私は承知していないところでございますが、今回はこのワーキンググループの動き、そしてこの提言が余りにも急進的だというような、与党からも指摘があったということでプログラムが組み直されて、それで全農が受けとめられるそういう内容になったというふうに理解をしているところでございます。

ただ、新聞等々の情報を見る限りでは、かなりこれから細部を詰めなければいけないというようなところもあるようでございます。そういった動きをしっかりと見てまいりたいと思います。

ただ、いろんな動きの中で、この話の筋は違うかもしれませんが、農業の後継者はいなくなる、高齢化に伴ってそういう現状というものがあるということについては、それこそ市の問題意識としては十分持っているところでございまして、昨日から市長が答弁しております産業振興の中に、農業を含めた1次産業の振興と、そういったようなところを掲げておるところでございまして、市の行政という立場でこういう農業問題もしっかり考えてまいりたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） それでは、この件に関しては、従来方式では地域は文字通り創生どころか保つのも大変だし、減っていく一方であるという現実を打開する意味では、もうちょっと政策づくりについても、いろんな国としての責任もありますけれども、地方の行政の実態をもっと踏まえた形での進め方を、ぜひ市長の方からも機会あるごとに、そういう立場で男鹿市のためにも頑張っていたいただければなど、そういうふうに思います。

次に、2点目の民有林の間伐関係のことに進んでいきたいと思いますが、残り900ヘクタールぐらいの間伐ということですが、さっき言った市の林とか、それから民有林もいろいろあると思いますが、ひと通りいろんな間伐、森林組合が中心になることも多いと思いますが、残り900ヘクタール、もう何年くらい、今までの進行ペースでいくと間伐が一回りするとか、最低限まず成長を助けるための施業が終わると。そのことの見込みについては、どのように考えているのでしょうか、伺います。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私からお答え申し上げます。

市有林につきましては、残り266ヘクタールを5カ年ごとに策定する計画の中で間伐等をしていく予定としております。ただ、私有林につきましては、公社、組合、それぞれ策定している計画に反映させて今後していくと、先ほど答弁でも申し上げておりますけれども、いきますので、正確に何年で終わるということは、ちょっと今現在では把握できていないという状況であります。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 市の方は、みずからのことだから、そういうふうにはっきりし

ていると思いますが、それでは主な施業とかそういうことについては、森林組合が主体になって、現在は民有林の場合は進んでいると思いますから、そこら辺のことについて、森林組合もいろいろ施業計画持ってやっているようですから、森林組合の方はどういうふうな目標といいますか、一巡できるのかなという、そういう見込みなんかについては立てているのか、そこら辺もしはっきりしていないようでしたら、森林組合の方からでも伺って、何年ぐらいの計画で、大体できていけるのかなと、そういうことについては、森林組合任せだけじゃなくて、実際、間伐がきちっとやれるようなことで、市の方でも気を使って、どのぐらいなるとできそうだから、そこら辺のことについてもうちょっと森林組合の方からも話を伺うように働きかけていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私有林につきましても森林組合所有と個人所有の部分がありまして、そういった事情もあるんですけども、なるべく今後、森林組合の進め方ですとか、そういったところも聴取するようにはしていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） そのそれでは、肝心な森林組合の活動状況の心配なことについて、どういう元気をつけて頑張ってもらえるのかなと、そういう観点から少しまたお伺いをしたいと思います。

森林組合では、市の補助金を活用しながら、いろいろ事業を進めているようなんですが、いわゆる間伐の運搬に対する直接的なことについては、森林組合の方では、来年度は全体的に組合の計画でいくと6千300立方の間伐を実行したいなというような事業計画を立てているようなんですけども、このことについては、森林組合の計画に対応できるような市の補助体制とかそういうことについて、具体的に何とか措置をしてやっていけるというような形を考えているのでしょうか、その点について伺いをします。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 森林組合に対しての、間伐材のいわゆる運搬費の補助につきましては、来年度の事業をどれくらいやるかということと、それに対しての予算につきましては、今後ちょっと来年度予算に向けての査定もございますので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 間伐材のことについては、それをぜひ実現できるような形で取り計らっていただければと思いますし、そのほかに計画をつくる上での森林整備の推進費なんかも、これも25ヘクタールですか考えているようですから、あわせて、ぜひ間伐をきちっとやっていくという意味のことの裏付けとして、森林組合でも一生懸命頑張るような条件づくりをですね、ぜひ予算の査定の中で考えていただきたいと思います。この件については、そのことを要望して次に進んでいきたいと思います。市では、森林組合の簡単に言うと大口の出資者でありまして、随分努力をされていると思います。ただ、組合のいろんな出資の比率について、行政とかそういう比率があんまり高くなると、それはよろしくない、こういうふうなことが国の行政の方から、何て言いますか指摘と言いますかあったようで、市の出資金を1千万円程度ですか、さっき話したように大口の民間の方が脱退されたので、市のいわゆる出資比率が、さらにまた高くなっていくと。それではまずいでしょうということで、森林組合の方もそれなりに頑張って、脱退した分の出資金も戻すし、市に対する出資金も、そういうことであれば応援していただいているのですからということで、1千万円ほど返されたということのようですが、出資金がそういうふうにして少し市に対しても返されたのか、その確認をしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 議員ご指摘のとおり、市からの森林組合の出資金につきましては、一部減額しておりまして、ただ、市への返還と申しますか、入金につきましては、今月予定しているものであります。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 差し支えなかったらですね、返す予定の金額を教えてくださいませんか。それとも、都合悪かったら、それはそれで結構なんです。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 金額は1千万でございます。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） それは予定どおりということのようですが、じゃあその分が減って、さらに民間の人もやめたので、それは確か四、五百万ぐらいなのかなと聞いていますから、いわゆる運営するための元金が1千500万相当ぐらい来年度からはないと、直ちにそういうふうになっているわけですから、やっぱり森林組合の運営と言いますか、俗に言うと運転資金のことについても大変事欠くような実態に陥っているようでありますから、先ほど市長の方から森林組合の応援のために融資的なことは念頭にないというようなことであつたんですが、森林組合の重要性とかについては、秋田県、男鹿市だけじゃなくてほかの県でもいろいろあるようでありまして、私の把握している範囲では、岩手県の水沢市とか江刺市とか、それからあと滝沢市とか盛岡市とか、このところの森林組合も例として挙げますと、盛岡市の場合は年利1パーセントで短期貸付金ということで1千300万円、これは民有林森林整備に必要な資金の貸し出しということになっています。それから、同じように市の規模はちょっとわかりませんが、滝沢市も800万円ぐらい、これも短期の貸し付けと。そして、水沢市とか江刺市の場合は、これは単純に森林組合の経営支援に必要な資金の貸し出しと、こう銘を打って融資になってはいますが、水沢市ですと1千200万円、これは無利子、先ほど前の例は、それぞれ年利1パーセント、そして、江刺市の場合も、これはストレートに組合の再建対象資金ということで3千万円を応援していると、そんな仕組みになっています。そして、先ほど話したように、間伐の必要な森林の面積、もうちょっと残っているわけですから、しかも現実の問題として森林組合では、その資金回しもできていくのが難しいと。もともとあんまり経営状態よくなかったのに、市の方にはお返しをして、さらにやめた人にもお返しをすると。やっぱりこれは大変な状況なのではないのかなと率直に思いますので、ぜひ森林組合のいろいろな窮状のポイントというのは、どこでも大体似てるとおもいますから、そういう意味で、ほかの県、市、村、詳しい事情はわかりませんが、そういうような形で特別に応援をしていると、従来の応援以外にそういう現実もあるわけですから、今回のこの男鹿の地元の

森林組合の運営とかそういう支援についても、本当に文字通り特別の応援的な措置として、くれてやるということではないので、融資とかで利息どのぐらいにするかはいろいろあると思いますが、そういう観点でぜひ具体的なことを対応できているような、そういう相談に乗っていただけるような段取りについては、もう全然できないんでしょうか。それとも今言ったとおり特別に厳しい状況のようですから、対応を考えていただける余地があるのかないのか、その点について伺います。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

森林組合につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたが、市内の森林整備を進めていく上で森林計画の策定だとか、そのための森林調査だとか、いろんな重要な役割を持っているということは、十分認識しているところでございまして、そのために答弁させていただいたように、国の補助事業を活用した事業、そういったことについて補助残分を支援するというような考え方で進めているところでございます。今後の活動支援につきましても、それこそ森林組合が推進する事業を支援するという立場から考えてまいりたいというふうに思います。

県の所管課の方々とも、森林組合のことにつきましていろいろ議論するところがあるわけですが、やはりこの体質改善といったところを支援していく必要があるという、県でも問題意識といいますか、そういう認識でございました。ただ、それは今、森林組合に対する直接的な融資だとか、直接的な運用補助だとか、そういったような観点ではなくて、やはりみずからの体質改善を促して、それに基づいての活動事業といったあたりを支援するといったような、基本的な考え方を県でもお持ちでございました。そういうことも含めて、市としてはこの森林組合の今後の考え方等々、確認をしながら、活動支援といった部分で何とか応援をしてまいりたいと思います。今いろいろ融資のお話もございました。そういったことについては、ほかの制度がないのか、そういったことについて、私どもも森林組合と一緒に知恵を絞ってまいりたいと思います。

○議長（三浦利通君） 三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） もう少し伺いたいと思います。

今どこの森林組合、全国的に各市町村にあるのも、国の制度とか県の制度を活用して、みんなやっていると思います。ここもそうです。ですから、それはそれとして、今現実にはそういうふうに厳しい状況にあるわけですから、しかも同じような取り扱いでやっている隣の岩手県のこの例だと、四つの森林組合に対しても、その行政ではそういうのを一般的にやっている間伐材の補助とかそういうことを含めてやっている以外に、ほんとに困ったときの特別なという形で、ここの四つの行政でもやっていると思います。ですから、そういう状況を配慮していただいて、副市長の方からは、相談しながら別の方法というものもあったんですけども、とにかく実質的な支援につながるような形での対策、それに考えと行動が行政としても応援できる姿勢でいけるようにやっていただくことを希望して、その点については終わりたいと思います。

次に、3点目の最後のコミュニティ・スクールの制度のことに関してであります。ことしの4月1日から始まっているようなんですが、よく全市内の小・中学校のところで、みんな学校の当事者はもちろんだと思いますが、地域の人方もそれに応じて、いろいろな活動を進めているということについては大変よかったなと率直にそういうふうに思っております。さらに活動が充実して地域の中でやっぱり学校というのは核になるんだなと、地域の人方もさらに互いに協力していけるような形での取り組みを深めていけることを希望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 2番三浦一郎君の質問を終結いたします。

次に、3番米谷勝君の発言を許します。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 市政に深い関心を示していただいている皆さんから議会を傍聴していただき、まことにありがとうございます。市民クラブ、米谷勝です。よろしくお願いたします。

国も地方も、かつてない厳しい時代にあり、従来の手法、感覚では、自治体として存続できないといったことが懸念されます。民間企業は、生き残るためにリストラなど企業努力を重ねております。行政は倒産がないから安心だといったことが言われますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行もあり、実質倒産と認定されるようになり、そのようなことにならないために、より以上の努力をしなければならないと考えております。そういった危機感を抱きながら質問に入らせていただきます。

通告に従いまして、市民の声として3点について質問させていただきますが、市長の誠意あるご答弁を期待するものであります。

1点目は、市長の政治姿勢ということで質問させていただくわけではありますが、市長は本定例会の行政報告で、来春予定されている次期市長選への出馬を表明されました。現男鹿市政を担う渡部市長から、ぜひ政治姿勢について、より誠意のある答弁をいただきたいと思います。

最初は、町内会等市政懇談会についてであります。

11月に入り、男鹿市全地区で町内会長等市政懇談会が開催されています。目的は、地域の実情を把握している町内会長等と市政に関する諸問題について意見交換を行い、市政に対する理解を深めてもらうとともに、地域の声を市政に反映するというものだと思います。

私の住んでいる船越地区からは、船越小学校グラウンド整備についての要望もあったと聞いておりますが、今年度の懇談会で各地域から主にどのような意見や要望が出たのか、また、要望への対応についてお伺いします。

次に、県営ほ場整備事業費補助金の見直しについてであります。

第3次男鹿市行政改革大綱を策定し、行財政改革の取り組みを進めている中で、計画目標値である経常収支比率92.3パーセント、財政調整基金の確保15億円を達成できなかったため見直しを図る計画ではありますが、まず、なぜ達成できなかったのかについてお伺いします。

次に、事務及び事業等の見直しの中で県営ほ場整備事業費補助金の見直し、市単独でかさ上げしている事業について見直しを検討するとありますが、土地改良事業は足腰の強い農業を目指すため、また、中山間地域が活性化するためなどに欠かせないものとして、秋田県のみならず全国各地で地域の実情に応じた整備をしております。21世紀を迎え、日本の農業を取り巻く状況は大きく変化しております。秋田県農業において圃場整備を考えた場合、事業を行った場合、生産コストが安くなることはもちろんのこと、生産組織や担い手の確保、育成、また、畑作を取り入れて複合経営を進めるためにも有効な手段であり、これまでも事業を実施した地区や、その周辺地区を見ても、事業を行ったことにより農地の集積が大きく進み、また、大規模な露地野菜団地や大豆団地など、さまざまな経営体が着実に育ってきております。男鹿市総合計

画の農林水産業の振興の中でも、生産基盤施設の整備の推進を掲げております。その推進のため、あえて男鹿市の圃場整備が全県に比べておくれていることから、5パーセント市単独でかさ上げして農家の夢をかなえる手段を推進している事業の補助金、さらなる改革を推進するための見直しに当たるのか、市長の考えをお伺いします。

次に、複合観光施設整備事業についてであります。

この事業について、市民は、税金の無駄遣いと思っていながらも意見を言う場や機会がないということから、男鹿市の未来を担う子どもたちに負担をかけさせないためにも、施設の必要性について議会でしっかりと議論して賛否を問うとともに、市民の切実な思いを聞いてほしいと言われております。この事業に対し、議長名での議会からの申し入れ事項、地元市民及び関係業者等が事業計画に参画できる体制を構築すること、運営主体等が不明確であり、現状の事業計画案については見直しし、再検討すること、今後、議会に対し、十分な説明責任を果たすこと等について、どのようにとらえ対応しているのか伺います。

次に、この事業は公設民営とする方針で、運営会社設立準備会議を設置して、14団体が運営会社に出資の意向を示していることで、12月定例会に実施設計費を提案されていますが、まずは運営会社を設立し、運営会社として利用しやすい施設、外構、植栽、遊歩道公園など、維持管理費のかからない基本計画を検討する必要があると思います。運営会社を設立してからでないと施設の公設に入れられないというのが筋だと思いますが、設立時期についてお伺いします。

また、運営会社と施設整備協議を、いつ行うのかも伺います。

さらに、複合観光施設整備に係る市の経費についても伺います。

以上のことから、本議会への提案は時期尚早で、本当に市にとっても必要不可欠な施設ならば、県からの2億円は当てめず、もう少しコンパクトでもいいから、9億円ものお金をかけずに、これら整理されてから実施設計を提案すべきと思いますが、市長の所見をお伺いします。

2点目は、公用車の管理、運用についてであります。

公用車の管理状況、現在、特殊車両等を含めて167台あるそうですが、コスト面での車両の転換、総台数の見直し、職員が安全・安心に運転できる維持管理、いわゆる走行距離、使用年数による買い換え時期など検討されているのかお伺いします。

さらに、リース制度の導入、燃費、経費節減と環境を考えたエコカーの導入などの取り組みについて、どうお考えをされているのかお聞きします。

次に、市保有バス4台、運行されているが、なかなか貸してもらえない、市民要望にこたえてほしいとの声があります。現在の本庁管理公用車のうち、総務企画部で集中管理をしている台数と、その稼働率、また、集中管理されていない各部局ごとの管理台数及びその稼働率についてお伺いします。

また、議会バスの使用申請窓口は財政課、福祉バスは福祉事務所、ふるさと号は若美支所、エンゼル号は若美支所となっていますが、歳出削減の観点からも、集中管理システムにより、効率性を高めることにより、市民要望にこたえられないか市長の所見をお伺いします。

3点目は、特別養護老人ホームについてであります。

特別養護老人ホームへの入所希望者がありながら、入所できず、お待ちになっている方が本県は2013年から14年が5千260人、15年から16年が6千748人と1千488人、28パーセントもふえております。15年4月から要介護3以上に入所条件が厳格化されたにもかかわらず、こういった待機者がふえている現状ですが、本市の高齢化政策の中で、このような傾向に、どう対処していくのかお伺いします。

次に、県内の特別養護老人ホームの定員は、12年度の6千343人が本年度7千285人へとふえ、施設整備はそれなりに進んでおりますが、本市での特養の定員増について、どのような検討をされているのか、状況をお伺いします。

次に、民間の活力を生かしたグループホームの設置ということも急務だと思いますが、そのような計画の進捗状況についてお知らせいただきたいと思います。

市長の前向きな答弁を期待して、1回目の質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 米谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、私の政治姿勢についてであります。

まず、町内会長等市政懇談会についてであります。

町内会長等市政懇談会は、地域の実情を把握している町内会長等と市政に関する諸

問題について意見交換を行い、市政に対する理解を深めてもらうとともに、地域の声を市政に反映させることを目的に、毎年開催しているものであります。

今年度は、11月2日から28日にかけて、市内9地区で開催し、111名の出席をいただいております。

各地区から出ました意見の主なものとしたしましては、町内会交付金制度の見直しについて、市県民税の申告書用紙の配布方法の変更について、空き家やナラ枯れに対する対応について、避難所等災害時の対応について、街灯、道路、河川、海岸等の整備や草刈りについて、漂着物、道路側溝の泥上げについてなどであります。

また、複合観光施設については、現在の進捗状況についてのご質問や施設建設への期待、施設での農水産物の販売の仕方、生産者の育成、活性化に対するご意見をいただいております。

このほか、船越地区からは、船越小学校グラウンドの現状についての認識や改修時期について、風力発電による電波障害について、地区公園の管理体制について、船越水道の堆積土砂のしゅんせつについてなど、ご意見、ご質問をいただいております。

これらのご意見、ご要望につきましては、会議の中でお答えしているほか、現地の確認や県との調整が必要なものについては、担当各課が対応し、支所及び各地区出張所を通じて報告いたしております。

次に、県営ほ場整備事業費補助金の見直しについてであります。

まず、第3次男鹿市行政改革大綱における経営健全化に向けた目標値についてであります。

この目標値が達成できなかった要因としては、昨日もお答えしておりますが、男鹿みなと市民病院経営健全化のため、平成21年度からの7年間で総額9億8千550万1千円を特別に繰り出ししていたこと、扶助費で平成27年度決算では、平成20年度と比較し6億5千722万7千円増加していること、東日本大震災を契機に、児童・生徒の安全を確保するため、小・中学校の耐震補強事業などに13億8千433万9千円、防災拠点の整備として庁舎の耐震補強事業に2億7千33万3千円を投じており、投資的経費が増加傾向となっていたことなどが挙げられます。そのため、経常経費の削減が進まず、また、不足する財源を財政調整基金に求めたことから、経常収支比率及び財政調整基金確保の目標値に達しなかったものであります。

次に、県営ほ場整備事業費補助金の見直しの検討についてであります。

補助金の見直しは、今後新たに圃場整備事業を実施する場合の支援のあり方を検討しているものであります。

県営ほ場整備事業費補助金につきましては、国で定めた市の事業費負担分とは別に、受益者負担分を軽減するため、その一部に助成しているものであります。

現在、若美中央地区、男鹿浦田地区、福米沢本内地区、五里合地区の4地区に補助金を交付しております。

これまでの県営ほ場整備事業は、圃場の大区画化や用排水施設等の整備を実施することで農産物の生産性向上による効果的、安定的な農業経営の確立を図るのが目的でありました。しかしながら、現在、県営ほ場整備事業の採択に当たっては、圃場整備等のハード対策は一つの手段として位置づけられ、主な目的として事業を契機として設立した農業法人が地域農業の核となって農地を集積し、複合型大規模農業を展開することで地域農業を持続的に発展することに主眼が置かれ、採択審査時の重要なポイントとなっております。

また、平成30年からは、国の米の生産調整の見直しにより、農業者が売れる分だけの米を作付することになることから、複合型農業への転換により、米依存からの脱却を目指していくこととなります。

こうしたことから、今後新たに圃場整備事業の採択を目指す地域においては、設立された農業生産法人の高収益な複合型農業への取り組みを支援することで地域の農業が守られ、活性化につながるものと考えております。

市では、米政策の転換に対応してハード面を重視した支援から、地域農業の持続的発展に向けた支援へと移行して、新たな農業振興策を講じていく必要があることから、さらなる財源確保に向け補助金の見直しを検討するものであります。

次に、複合観光施設整備事業についてであります。

議会からの申し入れ事項は、体制の構築、運営主体及び説明責任の3点であります。が、体制の構築につきましては、市民に関心を高めていただくため、さまざまな機会をとらえて事業内容を説明してまいりました。

また、男鹿市複合観光施設設営推進協議会を設置し、五つの専門部会を設けて協議を行っており、各専門部会において提言書が取りまとめられております。

今後、市民が直接的に事業に参画する手段として、市民ファンドのような仕組みの導入について準備会議で検討してまいります。

運営主体につきましては、指定管理者制度での管理運営を目指しており、実際に施設の管理運営に当たる民間主体の運営会社の設立に向けて取り組んでいるところであります。

その結果、市内の産業関係団体、水産事業者、金融機関、市など14団体で構成される新たな株式会社を設立することで合意したものであります。

説明責任につきましては、委員会協議会、議会全員協議会の場で説明してきたほか、議会からの要望により、代表予定者及び運営責任予定者との意見交換会も開催しております。

今後も引き続き、市民の代表である議会の皆様に十分ご説明してまいりたいと存じます。

運営会社の設立につきましては、出資に当たって機関決定が必要な団体もあり、それに諮るためには、前提として実施設計に係る予算の可決が必要になると伺っていることから、設立時期につきましては、予算をご可決いただいた後、準備会議において協議されるものであります。

施設整備につきましては、さきに作成した基本設計図書をもとに、実施設計において公設民営という施設の形態にあわせ、準備会議からの提案等について、可能な範囲で柔軟に対応してまいります。

施設本体工事及び外構工事関連の事業費としては、現時点では約8億7千万円を見込んでおり、財源は秋田未来づくり交付金2億円と、その7割が交付税算定に取り入れられる合併特例債及び地域振興基金からの繰入金となります。本事業は、観光をはじめ漁業、農業、商業などの産業振興や雇用創出に取り組み、市全体の活性化につなげるものとして、秋田県市町村未来づくり協働プログラムを活用し実施することとしたものであり、県では県全体の観光戦略に資するとして、県と市で構成されるプロジェクトチームにおいて事業構想を練り上げ、成案が策定されたものであります。

JR東日本からは、終着駅である男鹿駅を生かした観光誘客戦略を展開することで、複合観光施設との相乗効果を得られるよう、さまざまな形でご協力いただけると伺っております。

また、準備会議に参加している団体企業は、この施設の設置の趣旨に賛同し、運営責任予定者の運営方針に共感し、この事業への参画に意欲を高めているものであります。複合観光施設は、市の保有する豊富な資源を生かすための最重要課題と認識しており、市の将来のため、ぜひとも必要であるとの信念のもとに、この計画に参画される事業者の方々や市民の皆様と一体となって、この機会を逃さず、早期に事業に着手してまいりたいと考えております。

ご質問の第2点は、公用車の管理、運用についてであります。

まず、公用車の管理についてであります。

コスト面での車両の転換については、車両更新時に低燃費車及び軽自動車への切りかえを行っております。

車両の総台数については、共用車21台の稼働率が85パーセントであることから、大型車両及び消防団の車両を除く台数は、現状維持を考えております。

車両の維持管理については、整備管理者による週1回の目視点検、バスは3カ月に1回、特殊車両は年2回、消防団の普通車両は年2回、軽車両は年1回、その他の車両は6カ月に1回、法定点検を実施しております。

公用車を更新する場合は、大型車両及び消防団の車両を除き、おおむね走行距離が25万キロメートルを目安とし、リース車両及びエコカーへの更新を基本としているところであります。

次に、市有バスの集中管理についてであります。

平成27年度の実績では、財政課で集中管理している車両は33台、稼働率が72.2パーセント、各部局ごとでは、総務企画部で管理している車両は5台、稼働率71.7パーセント、市民福祉部で管理している車両は8台、稼働率60.3パーセント、産業建設部で管理している車両は4台、稼働率89.2パーセント、教育委員会で管理している車両は14台、稼働率90.4パーセント、企業局で管理している車両は18台、稼働率64.0パーセント、みなと市民病院で管理している車両は1台、稼働率78.2パーセントとなっております。

なお、この数字には、消防団の車両及び除雪関係の車両は含まれていないものであります。

また、議会バスは稼働日数が49日、稼働率が20.2パーセント、福祉バスは稼

働日数が90日、稼働率が37.0パーセント、ふるさと号は稼働日数が138日、稼働率が56.8パーセント、エンゼル号は稼働日数が142日、稼働率が58.4パーセントとなっております。

バスの稼働状況に大きな差があることから、バスの運行が白バス行為とならないように注意を払いながら、稼働日数の平準化を図り、運用の効率性を向上させるよう、窓口の一本化を図ってまいります。

ご質問の第3点は、特別養護老人ホームについてであります。

まず、本市における特別養護老人ホーム入所申し込みの状況につきましては、県で実施している介護保険施設入所申込者数調べによると、平成28年4月1日現在、175人となっており、このうち入院中、または施設入所中の方は63人、在宅の方は112人となっております。

在宅の申込者112人の内訳は、ショートステイ利用者が107人、他の介護サービス利用者が4人、家族介護は1人となっており、このうち居宅での介護が困難で入所の必要性が高い方は25人となっております。

市では、第6期介護保険事業計画に基づき、平成29年度に2施設合わせて38人の定員増を計画しており、入所の必要性の高い方の待機の解消につながるものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの定員についての検討状況についてであります。

現在、男鹿市内の特別養護老人ホームの定員は、6施設合わせて259人となっております。先ほども申し上げましたが、待機者の解消に向けては、第6期介護保険事業計画に基づき、平成29年度に2施設合わせて38人の定員増を計画しているものであります。平成30年度以降につきましては、来年度策定する次期介護保険事業計画において、将来必要となる介護サービスの見込み量を推計し、施設整備の必要性について検討してまいります。

また、グループホームにつきましては、第6期介護保険事業計画において増設の計画はありませんが、現在、民間事業者により6施設が整備されております。グループホームの必要性についても来年度策定する次期介護保険事業計画において検討してまいります。

○議長（三浦利通君） 再質問、米谷勝君。

○3番（米谷勝君） まず、市長の政治姿勢の中で県営ほ場整備事業費の補助金の見直しのことについてお伺いいたします。

いろいろ答弁で農業の政策のことを含めた話をしておりますけれども、米依存を脱却するために目指そうとしている、私さっき質問の中でも聞いてたんですけども、国で定めた助成のほかに、さらに男鹿市独自で5パーセント、それを見直しするということは、そうすればほかの方でそういうものに対応していくという考えなのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。それとも国の基準にあるもので、それ以外はありませんよと。

私、この間、全員協議会の際にこの話が出て、ちょっとおかしいんじゃないかなと調べたら、男鹿市の総合計画ってあるんですね。平成28年度から平成37年度において、基本構想期間の10年間で目指すと。何を目指すかってね、男鹿市の将来のあるべき姿として数値で検証できる、男鹿市10年後のビジョンを定めております。この中で、産業の振興、農業において圃場整備率が80パーセント以上になるとあるんですけど。当然このことは、市長、戦略の中で掲げたことで、今そうすれば、男鹿市の圃場整備率、幾らだと思いますか。まずそのことについてお知らせください。

それから、この目標値に掲げている80パーセント以上にするために、何を考えるのですか。その点についてまずお知らせいただきたいと思います。

それから、複合観光施設事業についてです。

まず、町内会長等市政懇談会、11月2日から28日までやられたということで、非常に複合観光施設にも意見をいただいたということだけでも、市長の話することと私が聞いた話と全然ちょっと食い違いがあるんですよ。

それで、まずお聞きしたいのは、この懇談会で市長が最初のあいさつで多分話したと思うんですよ、各地域で。状況を説明をして、何かアピールして、それからもう余り大したことしないで、何か続いて各部局の重点事項とか意見交換会、そういうことで終えたような中で、複合観光施設9億円のうち県で2億円、あと財源内訳ですか、市民が聞いてもわからないような財源内訳。何も市の税金はかからないような調子で皆さんは聞いているような形で、まずその内容がよくわからないところなんですよ。ほんとに説明するんだったら、もっと詳しく今までの流れからいって、市でこういう複合観光施設をやる予定だったんだけども、民営でないとだめだよと、運営は、

そういうことを言われて、こうなってきたらよって、そういうことを話していかないと、市民の人ってわからないと思うんですよ。私はさっき市長が説明した内容では、市民の方々がみんなそうだと思いますよ。なぜこれが、今まで2年もかかって進んでいないのかということ、市民の人、一番心配してるんですよ。私はもちろん心配してるけども、まず盛り上がりがないんですよ。私はそのために、今回あえて11月に、いつもやるのはもっと早いと思うんですよ、市政懇談会というのは。これはいろいろな要望があったものに、予算に反映するためのあれだからね、それであえて11月にやったというのは、やっぱり市長は合意形成というか、議会から話されたので求めたと思うんですよ。そうであったら、もっと中身を砕いて、みんなこれ、なぜ進まないのかと、こう思ってるんですよ。やっぱり進まないのは原因があるでしょう。そこをしっかりとあらしめないと、それで私、ちょっといろんなことをきょう聞いて、非常に残念だなと思うのが一つあるんですよ。市長の周りで、いろんなことを教えてやる人がいるのかなと、私こう思うんです。まず印象として。やっぱりね、もうちょっとこう、今のこの状態はこうなんだよって教えてやって、もう少し展開を違う方向に向かうとか何か考えないと、市長が考えて周りの人が何もあらしめないで、どっち行ってよいかわからないようなことで進んでいくから、こういうふうに時間かかると思うんですよ。だから市民の人にも理解できないんですよ。そのことについて、そこで市長が複合観光施設に関する話したことについてお伺いしたいと思います。

それから、この間の議会全員協議会で運営主体の設立準備会議、基本計画、収支計画、民間でやる以上は当然リスクがある、そういったようなことをいろいろ説明して、皆さんが腹を据えて公設民営、民間の運営会社だということもしっかり説明した上で、合意に至ったと言われてます。準備会において、皆さん山崎さんに対する印象や感じたことを話してもらった上で、山崎さんを運営責任予定者ですか、中田正好さんが代表者ということで合意したところであるという話もされておりますが、このことで私はまず、運営協議会で出資額とか運営責任者とか代表者、決まったとか合意したとかって言うけども、私これ曖昧だと思うんですよ。まず一つは、会社というのは、やはり出資する人方が取締役ですか、そういうのを選ぶと思うんですよ、各団体の。その中から代表取締役って決まるのでないんですか。それを誰かさんに頼んで代表にしてもらったとか、そんなことね、しかも議員とか集めて意見交換と称してや

るようなものですか。私、これはちょっと勘違いしてるんじゃないかなと思っています。

それから、もう一つその出資団体の14団体予定されている方々、第三セクターもいますよね。男鹿市で補助金出してる、出資されている、そういう会社が出資できるんですか。それとも補助金を今度削るんですか。そこら辺について、まずお聞きしたいと思います。

それから、もう一つというか、もう二つ三つあるけども、事業の構想を練り上げて決定されたと、市長は言ってますよね。その練り上げたものを、市長は前の人の答弁でも話されているものだけれども、基本設計の中でいろいろ要望されたものについて、基本設計でき上がってますよ。その皆さんから要望されたものを変えて、実施設計の中で生かしていくと、こう言ってるんですよね。これ、できるんですか。実施設計というのは、基本設計でき上がったものをもとにして、今度実際にものつくるための設計をするんですよ。基本設計がないと実施設計入れないんです。だから私何回も言っているように、市長にもの教えてやる周りの人がいない。市長だけが考えて、周りの人が、市長これ違いますよって、そういう人がいないんですよ。ブレーンが。これで今までもみんな物事進まないんですよ。だから、市長はさっきから、この実施設計の予算が通ってから会社設立するとかって言ってるじゃないですか。今恐らく私思うに、運営会社の人方というのは、やっぱり不安で様子見てると思いますよ。ほんとにこれ、議会で実施設計の予算が通るのかと、こんな中身で予算が通るかと、これをあれしてると思いますよ。だから私方が何回も言ってるじゃないですか。全員協議会でも何でも開かれたとき、市長、無駄なものはやめた方が、無駄だっていうか、施設でも何でも、身の丈に合ったものとかそういうものやった方がいいじゃないですかとか、特にいろんなことを言われているんだけど、何ていうんですか、基本計画に私あったかないかわからないけれども、遊歩道公園、これについて複合施設、まず道の駅じゃないですか。複合観光施設と言うけど道の駅でしょ。こういういらぬものをどんどん計画されて、みんな無駄な事業費っていうんですかね、上がってきてるんだけど、遊歩道公園って、いつからこれやるようになってるんですか。それで、これに対するお金って幾らかかるんですか。

それから、ほんとに私こう見ると、どっちにもつかないことばかりなんですよ

ね。もちろん計画自体も、ぶらぶらしてらるって大変だと思うんですけども、私一番あれなのは、推進協議会で民間主体で進めてきたって言うじゃないですか。民営で行うことに合意決定したという、この合意決定されたってその中身って何ですか。私は民営というのは一番大事なもので、約9億の事業を進めるためだから、やっぱり運営費とか、それから維持管理費、そういうのをきちっと取り決めしていかないと、後でいろいろな悶着というんですか、うまく負担割合というんですか、そこら辺もかなり話し合っていないとだめなことがあるんです。

それと、私ほんとに皆さんこの盛り上がりがないと思うんですよ。市民はもちろんだけれども、運営会社の構成というか、出資するよっていう人方の、盛り上がりがないと思うんですよ。もしほんとにこの施設が必要だと思ったら、はい、何ぼ何ぼ出資します、はい何ぼしますって、すぐできるはずですよ。それを会社設立は実施設計の予算、建物を建てますよと、こういうことで予算通ればあれですということじゃないですよ。約束事というのは、合意だとかこのいろんな約束事というのは、やっぱり書面では残さなければいけないと思うんですよ。書面で。例えば工事の場合は、仮契約というのあるでしょ。市長もよくやってるじゃないですか。仮契約やって、予算が通ったら本契約するとかってあるじゃないですか、工事で。私これだって同じだと思うんですよ。工事でないから仮契約みたいにできないと思うんだけど、いろいろな方法あると思うんですよ。例えば合意書とか、合意書を取り交わしてやるとか、まずその皆さんに安心させないと、この種のものって通らないでしょ。それから、私方にこれを予算措置しました、通してくださいって、何をもとに通すんですか。それからもっとひどいのは、基本設計に基づいてやるのが実施設計なんですよ。その基本設計を皆さんの要望で、それから運営主体の人方の要望で、基本設計を変えますって言うんですよ、基本設計。変えることができますかっていうの。それから、変えたならば、この設計委託料2千710万円、これ変わるんですよ。そういうものを議会に予算を通してくださいって、大体出せますかって私質問してるのそこなんですよ。だから私が言うのは、周りでアドバイスって言えばおかしいですけども、そういう人が私、いないっていうのは非常に残念だなと思って今聞いてるところです。

次に移ります。

公用車の管理の方ですけども、公用車の特殊車両など含めて167台保有されてい

ると思いますが、特殊車両の旧若美の除雪機械6台、それから旧男鹿の凍結防止剤散布車両を除いた6台保有されています。耐用年数を過ぎて、いずれも経過年数が20年以上なっています。これについては、かなり年数も多いので修繕費とか維持管理費かかっていると思いますが、その状況についてお聞かせください。

それから、買い換えとかリース制度の導入などの取り組みについての考え方をお伺いします。

それから、市有バスの集中管理については、先ほど市長の答弁で、一元化するという話で理解しました。私も調べさせていただいたら、市長の稼働率そのとおりです。議会のバスが27年度20.1パーセントから、一番多いのでエンゼル号で58.4パーセント、かなりいろいろ幅がありますが、何とかこの集中管理で調整しながら、市民要望、特に何ですか、車の運転できない高齢者の方々に対しての行事、市の方でいろんな行事の参加要請とかしていますので、何とかそこら辺を、できるだけ行事に人数が一杯参加できるような対応をお願いしたい。先ほど市長の答弁で納得いたしました。

それから、特別養護老人ホームについてですけれども、要介護1・2の人が原則入所できなくなったにもかかわらず人数がふえています。要介護3以上の人がふえたのか、それとも介護度が重くなりやすい後期高齢者がふえたのか伺います。

それから、軽度でも認知症の場合は、高齢者の配偶者とか仕事を持つ家族に大きな負担がかかって疲弊しております。そうした人を特養で受け入れるべきでないかと思いますが、その考え方についてお伺いします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） まず、町内会長等市政懇談会の際に、複合観光施設の件を、いわゆる市の方から説明した内容でありますけれども、私どもとしては、できるだけ簡潔に、わかりやすくということで、今までの経緯をスライドを使って、目に訴える形で説明いたしました。主だった数字とかなども、その中に組み入れて、できるだけ町内会長の皆さんに、この内容をわかっていただき、また、町内会長の皆さんから町内会の皆さんにお伝えいただくことで、これに対する関心が深まりますし、理解も深まるということで、私だけが話したわけじゃなくて、スライドも使って説明いたして、

この複合観光施設についてのご意見などをいただいたものであります。

また、複合観光施設の運営する会社について、先ほど申しましたとおり、実施設計の予算をご可決いただいてからということで、今私どもは進めておりますけども、その中で例えば代表については、この準備会議に出席している14人の出資者の皆さんすべてが、14人の方の中から推薦をいただいて、その出席されている14社の方がすべて賛同してくださったということで、代表取締役予定者が決まっております。ですから、今回の出資する方のご意向をいただいた上での決定ということをご理解いただきたいと思っております。

また、いろんな政策に対しての議員から、ブレーンがないということを何回かご指摘いただきました。複合観光施設に限りませんけども、今回の答弁に限らず進め方については、産業建設部だけではなく、総務企画部の部長以下担当者まで、私と副市長も含めて一緒に出ることで、内容のいわゆる共有化、情報の共有化を図るということで、すべて産業建設部、総務企画部の中で部長以下課長も含め、担当も含めて出て、この内容について同じ考えを持つようにした上でのきょうの答弁であります。

また、その中で基本設計は、これはもう既に完成しております。完成した上で実施設計の中で変えていくということ、産業建設部、総務企画部の部長以下集まった中で決めたものでありますので、決めたといいますか、そういうことで先ほどの答弁となったものでありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

また、この準備会議、14社の盛り上がりということでもありますけども、私が聞いております限り、運営予定者の方の運営方針について賛同をいただいたり、この複合観光施設の趣旨にご賛同いただいて、この件に関して参加いただいているということで、まさに盛り上がりがないというよりも、むしろご可決いただいて先に進めることを皆さんが願っているものだと私は理解いたしております。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） 複合観光施設に関するご質問についてお答えを申し上げます。

まず、会社の設立に向けた準備会議に関してのご指摘でございました。施設をつくる前にいろいろ会社の取締役だとかそういったようなことを決めてから進めるべきで

ないかと。そういった中で議員を集めて中田さん、山崎さんの話を聞く会と、こういうことがほんとにやるべきだったのかという疑問の提起だったというふうに思っております。この計画に関しては、まず県と一緒に計画を練り上げてきたところでございますけれども、こういった施設を設立目的に沿って運営をしていただく、しかも民間感覚で民間主体でと、こういうことを目指して、順序が逆かというご指摘かと思っておりますけれども、この計画に関しては、この進め方でもっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。この準備会議の中では、先ほど議員お話がございましたように、しっかりこの会社が抱えるリスクだとか、運営経費の話だとか民営という立場だとか、もちろんこの施設の設立趣旨、そういったものを説明をしていただいた上で、腹を据えてという言葉を使わせてもらいましたけれども、かかわってもらえるかどうかということをお願いして、それでみんなで力を合わせてやっという、そういう合意が得られたというふうに認識をしております。盛り上がりが少ないのではないかとご指摘がございましたが、今、市長が申し上げましたとおり、準備会議の参画者の方々は、十分この計画に関する期待感というものはお持ちだというふうに思っているところでございます。

それから、振興公社の出資に関しての疑問提起というお話でございました。この振興公社が、いわば市の目指す産業振興、観光振興、そういったような目的でこの施設を設立することに絡んで、やっぱり振興公社としても株式会社として、この計画に期待しつつ、みずからの利益の向上にもつなげていこうという趣旨で出資するということにつきましては、制度的にも法的にも問題はないというふうに考えております。

補助金を下げるのかというようなお話もございました。当然振興公社として、この施設を通じて利益を上げるというような、ひいてはまた指定管理料の削減というふうなことにもつながっていくとすれば、それは非常に期待されるべきところであろうというふうに思っております。

それから、基本計画の中に遊歩道公園等々いろんな無駄なものが掲げられているというご指摘でございました。これにつきましては、全員協議会でも同様のお話がございまして、答弁をさせてもらったかと思うんですけれども、この今現在の計画、そして事業経費、そうしたものをにらんだときに、身の丈に合ったというお話もありますけれども、事業の削減にはしっかりつなげてまいりたい、そのために無駄なもの、ま

ずはここからスタートするといったような認識から実施設計を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

運営会社について、出資する意向があれば、すぐ会社ができるのではないかと、約束事を取り交わすことによって、その会社ができるだろうというお話でございましたが、これにつきましては市長も答弁をさせていただいておりますとおり、会社の設立を目指す準備会におきまして、出資についてそれぞれ、それなりの立場をもっている方々が、他の役員の方々に相談をした結果として出資をするというふうな返事をいただいているところでございますが、それこそ機関としての正式決定を必要とすると、こういうようなことは、いろいろ参画団体の方からも出されておりますので、それがこの後、手続的な意味で進められていくというふうに思っております。ただ、諮る上では、やはりこの設置計画についてゴーサインをいただく、それは取りも直さず実施設計の予算ということになるわけですけれども、それがお認めをいただくということが前提となる、その上で機関としての決定をするということになる、そういう流れであるというふうに伺っているところでございます。

それから、何をもとに予算をお願いするという立場をとるのかと、基本設計は変えられるのかというお話でございました。

これは今、先ほど市長からもお話がございましたけれども、基本計画につきましては、もう既に委託業務の中で成果品としてまとまっているわけでございます。これをもとにして実施設計の中で事業費も絞り込みつつ、それこそ膨らむといったことはもちろんないように、皆さんで出された意見、協議で出された提案、そうしたことをできるだけ可能な限り取り入れるといった形で、作業を進めていきたいというふうに思っております。この会社の設立、それと施設の建設、この中でも基本設計と実施設計の流れ、そういったことについて、いろいろ事例によって順序がという部分はあるのかもしれませんが、本計画については、これでどうか進めさせていただきたいというふうに思っております。

市長にいろいろ情報を伝える役目の人がいないのではないかと、それについては先ほど市長からも答弁を申し上げましたけれども、市長の一番近いところにいる私として、そういうご指摘があったことについては、十分今後留意してまいりたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私からは、圃場整備の関係についてお答えいたします。

現在の圃場整備率につきましては、平成28年4月現在ですけれども61.3パーセントとなっております。いわゆる補助金の額の関係ですけれども、圃場整備を進めることには変わりはないということ、まず申し上げます。その後、先ほど答弁にもございましたけれども、整備後の圃場を活用する地域を支える法人等に支援する必要があるという流れになってきておりますので、その点についての支援の策も考えていきながら、一般論ではありますけれども、こういった補助事業につきましては、当初立ち上がりは時代の要請等でやってきたものですが、だんだん制度については、時代も変われば見直しも必要だというのが一般的なことだと思いますので、まずは見直しの俎上に上げるといったことを、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、除雪機械の関係でございますけれども、議員のご指摘のとおり旧若美6台、旧男鹿6台ということで12台、大型車両の方を建設課の管理で公用車として動かしております。確かに年々修繕費増加しております、今細かい数字ございませんけれども、だんだん費用の方も増加しているといったところが実態でございます。

除雪車両と言いますか、大きな重機の車両ですけれども、確かに1台当たり高額でございます、加えて一般財源の負担の少ない補助制度が、なかなかないことから、実質購入となると多額の財源負担を伴うということは、まずご理解いただきたいというふうに思います。その中で、なかなかすぐに更新ということは考えられない状況にはあるところです。

いずれにしても、確かに老朽化してきておりますので、今後どうしていくかということも検討していく時期に来ているというふうに考えております。

以上です。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） 私からは、特別養護老人ホームの入所申込者の方につ

いてご答弁いたします。

先ほど市長答弁にもありましたとおり、28年4月1日付で県の調査ですけれども、男鹿市内で特別養護老人ホームへ申し込んでおられる方が112名ございます。この方々の要介護度の区分でございますが、要介護度3が55名、要介護度4が37名、要介護度5が20名でございます。これが26年4月1日現在では要介護1から5までの方、全部合わせまして116名となっておりました。そのうち要介護3から5の方が93名ということで、比率に関しましては、今回4月1日の状況と、さほど変わっていないという状況でございます。

なお、年齢のことでご質問ございましたけれども、県の調査では、今回、年齢別の調査を行ってございませんので、こういった年齢の方がふえたかということに関しては、ちょっと私ども把握していないところでございます。

なお、要介護1から2までの方ですが、原則27年4月1日から特別養護老人ホームの入所は要介護3から5というふうになったわけでございますが、1から2の方も例外的に入所が認められる場合がございます。厚生労働省の資料でございますが、四つ条件がございまして、認知症で日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られることが一つでございます。次が知的障害や精神障害、こういったものがあって、日常生活に支障を来すような症状が頻繁に見られること。三つ目が深刻な虐待が疑われるといった状態があって、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること、四つ目が単身世帯であるなど、家族の支援が期待できないと。地域での介護サービス等の供給が不十分であることというふうな四つの条件がございまして、こういった条件にはまる場合は、本人の状況を見た上で要介護1・2の方であっても入所ができる場合がありますので、それは本人の状況を見ながら、また、入所の判定は各施設が行いますので、そういった方とも相談しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 再々質問、米谷勝君。

○3番（米谷勝君） 先ほど圃場整備の話の中で、28年4月で62.3パーセント、これ、五里合地区も入った数字ですか・・・、入ってない数字ね、五里合地区も含めると、今計画されている整備事業というのは、もうほとんど終わりだと思いますので、この80というのをやはりクリアするためには、男鹿の地区の非常に今困ってい

るところの北浦地区とか、そういう方々のやっぱり夢も希望もなくなるような話じゃなくて、今までのかさ上げをそのまま生かしながら、私余り金額言いたくないんだけど、どのぐらい削減なるとかっていうことを聞きませんけども、やはり計画が成り立って、その5パーセントというものも出てくると思うんですよ。あえてそれを、今、数字にも何も出ないものに、見直しだ見直しだってやるのが、さっきからの時代の変わりでどうのこうのって話してるけどもね、私はちょっと今のTPPでないけども、農家の人方大変なときに、今この話聞いた土地改良区の人方、もうすごいですよ。そういう男鹿市だかと。もっと削減するところが違うんじゃないかって言ってますよ。そこら辺をもう一度お話ください。

それから、複合観光施設のことでいろいろ話されていましたが、私これ、非常に間違っただけでとらえているということもあるんですよ。市長が先ほど、代表者の予定の中田さんのことについて、こういった答弁してるすべ。代表取締役だっていう話されたんだけど、この中田さんというのは出資者でもないすべ。それが代表取締役なれるの。私の聞き違いでないと市長の答弁、代表取締役って言ったはずですよ。

それから、基本設計が、私何回も聞くけども、基本設計が完成しているのに皆さんの意見を聞いて、また基本設計変えますよって言ったとき、お金は発生しないんですかというのよ、お金。基本設計を変えるんだすべ。誰が変えるの。お金かけたり何だりしないと、だめなんじゃないですか。だから計画をしっかりしないと、税金が無駄だっているの、何ぼでもお金出さなきゃいけなくなっていくんですよ。だから計画しっかりしてと、くらくらって、そこら辺についてお聞きしたいと思います。まずその変わらないのかどうか。

それから、副市長さっき答えていたんですけども、設立の話と合意の話ってあるんだけど、私さっき言ったのは、設立はしてもらえれば一番いいんだけど、設立のための合意した内容を、工事の場合は仮契約とかっていろいろあるけども、そうでなくて、何か合意書みたいなものを交わされないかって言ってるんですよ。やっぱり約束事っていうのは、書類残しておかなければいけないというのは、市役所だけでなく私方個人的にも、みんなそういうことやってることじゃないですか。そういうのも何もなくて、理解していただきたい、理解していただきたい、何をもとに理解するん

ですか。そんなもの理解してると、お金なんぼあっても足りないです。だからこうやってあれだすべ、財政再建団体みたいなものになっていくすべ。そういうことのないように、やっぱり手順ってあるでしょ。そこを考えていってほしいというのは私方のあれなんですよ。これ、議会の中で私だけでないと思いますよ、みんな同じ考えだと思いますよ。そこら辺について聞きます。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 先ほども申しあげましたけども、また、副市長も申しあげましたが、基本設計は、もう固まってできております。成果品として出ております。これから変えるのは、あくまでも基本設計は変えずに実施設計の中で今までのご意見を取り上げていくと、そういう意味で申しました。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

この複合観光施設についての代表者のことについて、代表取締役と表現したのではないかというお話でございました。今の認識としては、あくまでも会社の設立に向かったの準備会議という中での、会社の代表候補者という立場を皆さんで合意したという、そういうことでございます。中田さんにつきましては、議員の方々にご案内をさせて開かせてもらった山崎さんとの意見交換会の中で、かなり覚悟のほどなどを表明しておられましたけれども、その中でも出資ということは、それこそ年金暮らしでできないんだというご発言もありましたが、後段の方では、そういう立場ということ意識した動きといったことも表明をしていたように記憶をしております。そこら辺、今度、会社としていろいろ議論されるときに、この代表取締役といったようなその立場での求められることだとか、そういったようなことは、またこの後で、それこそ民間会社としての議論というところに、市として議論には加わってまいりたいというふうに思います。

それから、合意書を交わすというお話でございました。これにつきましては、先ほども申しあげましたけれども、それぞれの機関のそれぞれの立場をお持ちの方が、それこそ準備会議の中で表明していただいたものでございまして、それは書面を取り交

わすということ以上に、しっかり皆さんがそろっている中での態度表明ということで、それはそれで十分重いものだというふうに考えております。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 圃場整備の関係につきましてお答えいたします。

先ほどお答えしました内容ですけれども、あくまで今後、新規にいわゆる対象となる場合につきましては、今後、圃場整備率61.3パーセントから80パーセントに向けてやっていかなければならないんですけれども、それに対しては、あくまでソフト面の方への支援の方にシフトしていくということが必要かと考えておりますので、先ほど答弁でも申し上げましたように、圃場整備のハード対策は現在でも一つの手段と位置づけられていることから考え、80パーセントに向けてソフト面の支援の方を充実していく中で、現状の補助制度については見直しの俎上に上げていくということとでございます。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質問を終結いたします。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日8日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後 3時50分 散 会

